

## 「資料 3」 目 次

<b>1 国基準に基づき実施している事業</b>	<b>1</b>
生活保護	1
介護保険	10
<b>2 超過負担，利用者負担の軽減事業</b>	<b>16</b>
保育所	16
児童館・学童保育所	25
障害保健福祉	28
国民健康保険	40
<b>3 府制度に基づく事業</b>	<b>45</b>
老人医療	45
障害者医療	47
重度障害老人健康管理	49
母子家庭医療	51
子ども医療	53
<b>4 本市独自に実施している事業</b>	<b>57</b>
敬老乗車証	55
学童う歯対策	62

# 生活保護制度の概要

◇生活に困窮する市民に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、市民の健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とする。主な給付内容は次のとおり。

生活扶助：衣食などの日常生活を満たすための給付

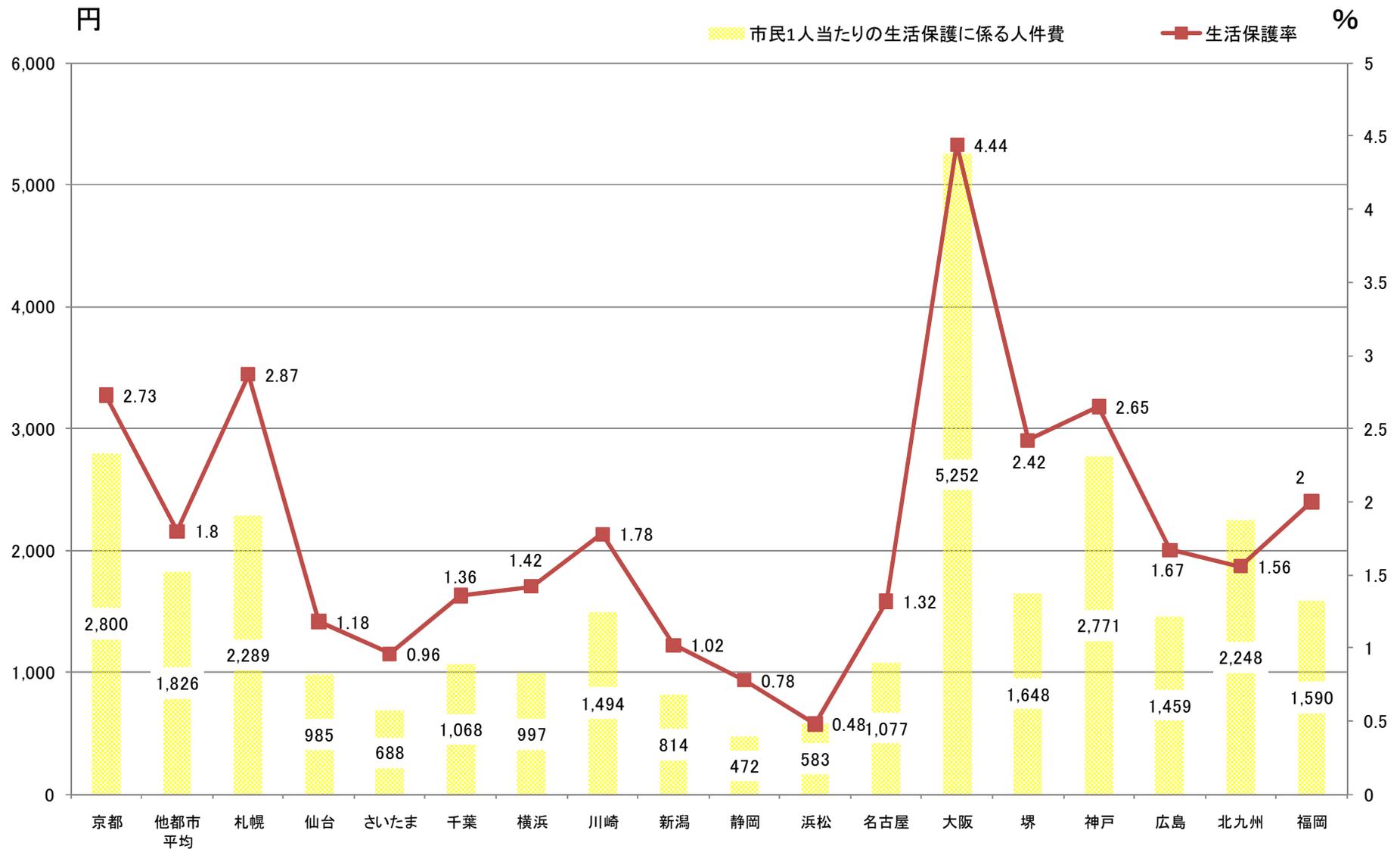
住宅扶助：住居を保障するために、必要な家賃等や住宅の維持に必要な補修費に要する給付

医療扶助：疾病や負傷などの治療に必要な医療給付

◇保護基準 標準3人世帯162,170円／月(22年度)

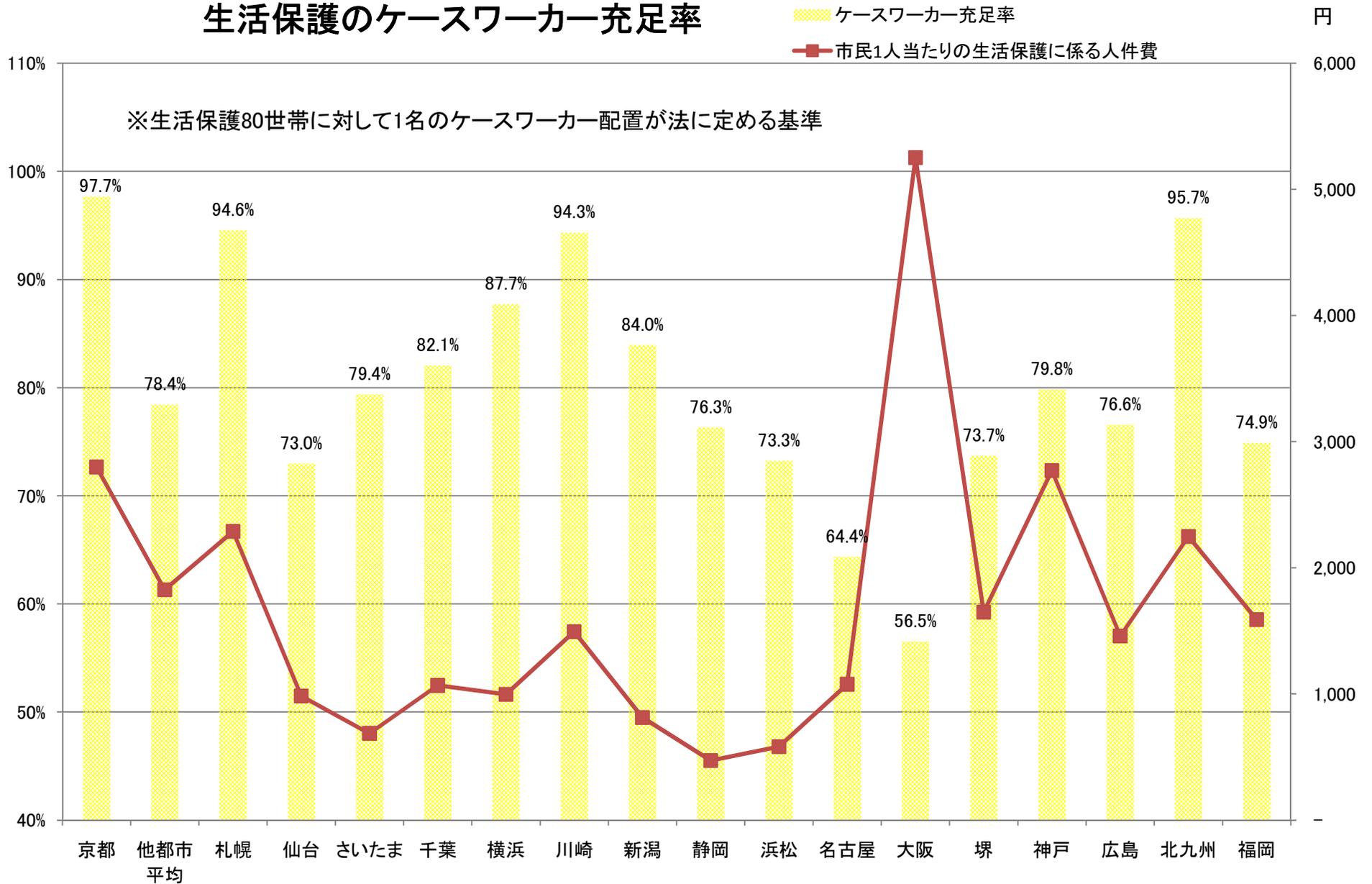
◇国庫負担率3／4(本市負担は1／4)

## 政令市の生活保護率(20年度平均)と市民1人当たりの生活保護に係る人件費(20年度決算)



京都市は政令市中、生活保護率が3番目に高い。また生活保護に係る市民1人当たりの人件費は2番目に高い。

# 生活保護のケースワーカー充足率



京都市のケースワーカー充足率は、政令市で最も高い。

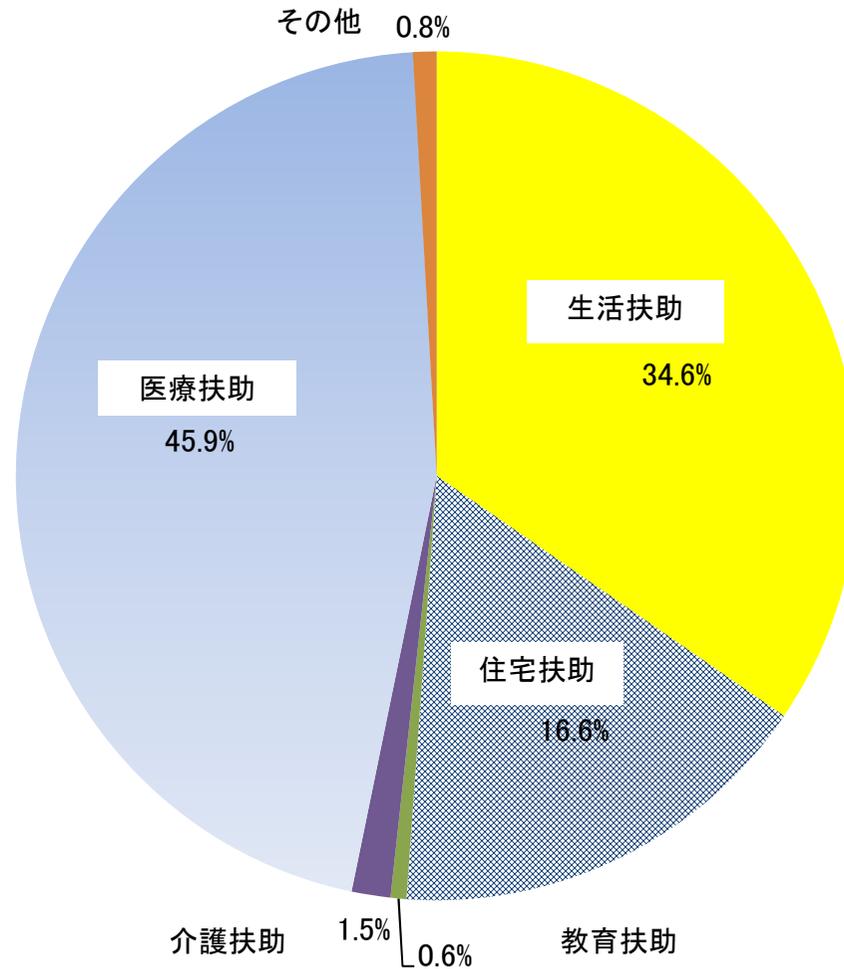
## 本市の生活保護率に影響を与えていると考えられる要因

要因	項目	本市	指定都市平均	備考
社会的要因	高齢化率	19.9%	17.9%	17年国勢調査
	高齢単身借家世帯比率	4.0%	3.8%	17年国勢調査
経済的要因	失業率（※1）	5.7%	5.1%	22年4月数値
	有効求人倍率（※1）	0.52	0.48	22年4月数値
	正社員比率	54.8%	58.6%	19年就業構造基本調査
	従業員4名以下の事業所比率	63.4%	57.8%	19年就業構造基本調査
各種要因	低所得者割合（※2）	24.7%	19.7%	19年就業構造基本調査

※1. 失業率、有効求人倍率は、本市分はそれぞれ近畿圏・京都府、指定都市平均は全国平均の数値。

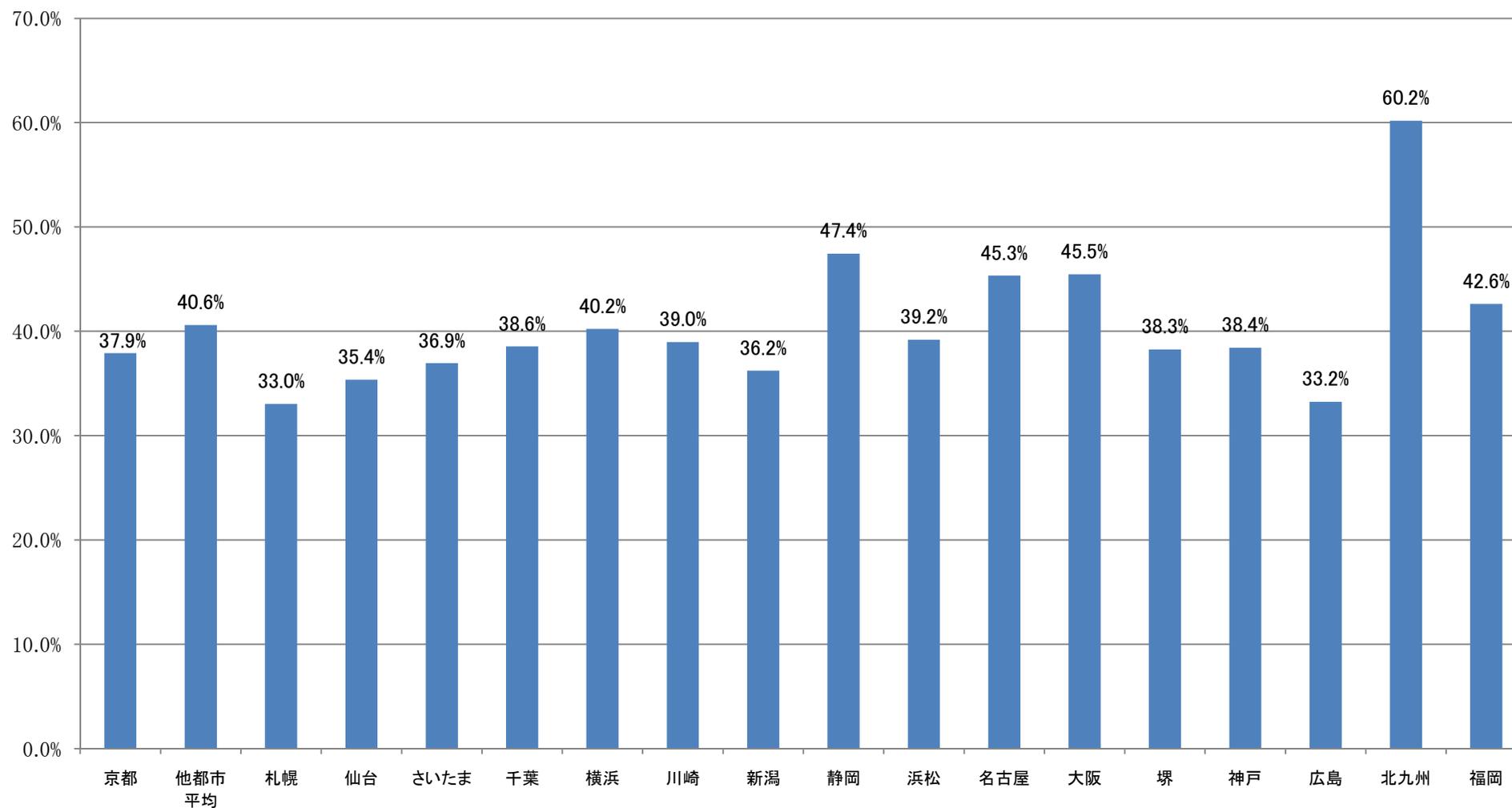
※2. 200万円未満の世帯を低所得者世帯として算定。

# 生活保護費の内訳(20年度決算)



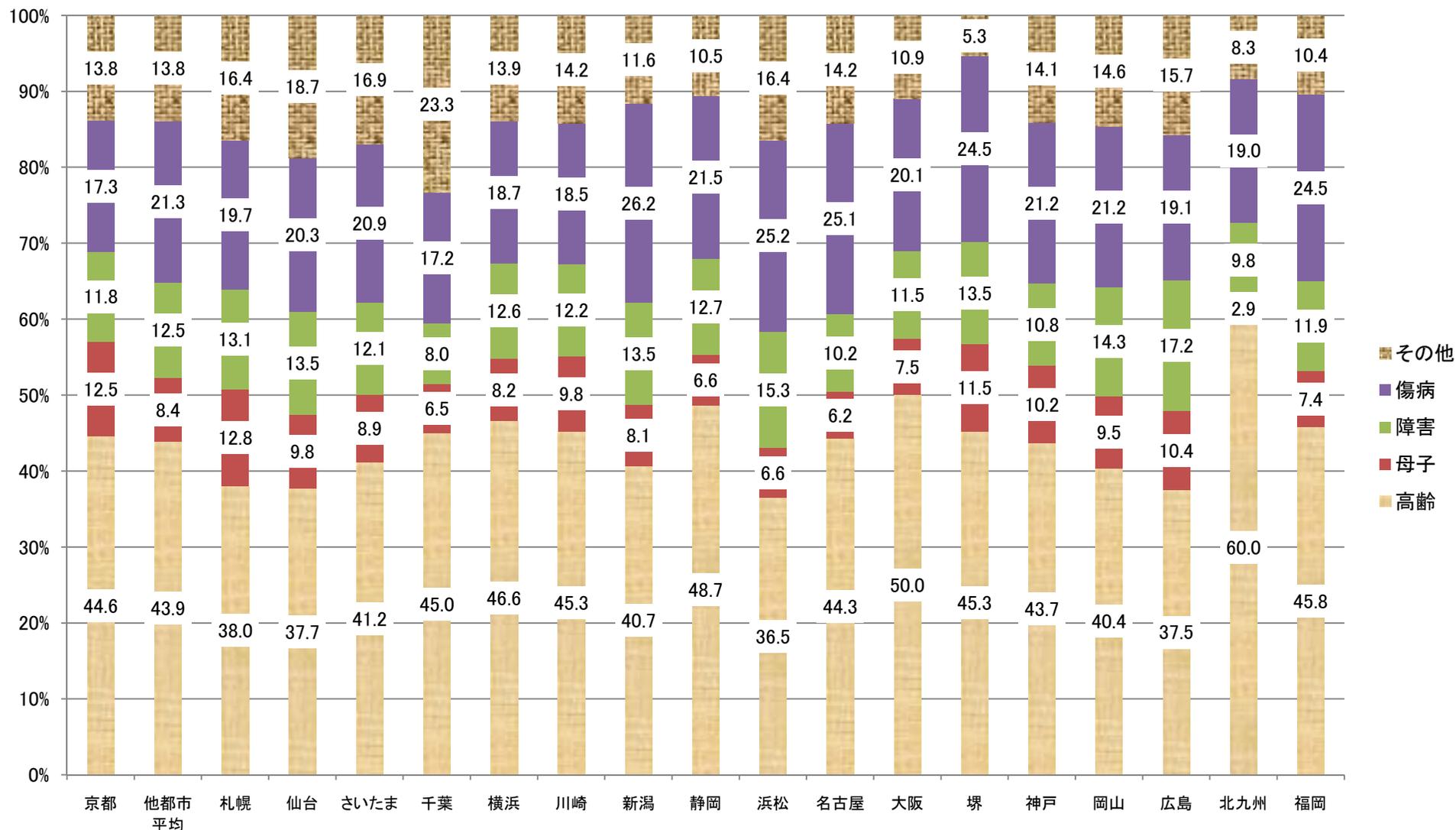
生活保護費の約半分は、医療費で占められている。

## 被保護人員に占める65歳以上の割合(20年度)



本市の被保護人員に占める65歳以上の割合は、政令市で高い方から12番目である。

世帯類型別被保護世帯の割合(停止を除く)21年3月末



本市の被保護世帯における世帯類型別割合のうち、母子世帯の割合は政令市で2番目に高い。

# 本市における生活保護世帯に対する就労支援の取組

## ○ ハローワーク連携型就労支援

就労意欲が高く、就労を阻害する要因がない被保護者を対象に、ハローワークに配置された就労支援ナビゲーターによる職業相談やカウンセリング，求人開拓・あっせんまでの計画的かつ一貫した就労支援を実施

【ハローワーク連携型就労支援による就労支援（18～20年度の取組実績）】

支援者数	就職者数	就職率
301名	209名	69.4%

## ○ 就労支援員派遣事業

就労は可能なものの、介護や子育て，傷病等のハンディキャップを抱える被保護者を対象に、ハローワークのOB等の雇用に関する専門的知識を有する者を就労支援員として雇用し，求人情報の提供や履歴書の作成及び面接技法等に関する助言，ハローワークへの求職活動の同行等の就労支援を実施

【就労支援員派遣事業による就労支援（18～20年度の取組実績）】

支援者数	就職者数	就職率
605名	317名	52.4%

## ○ 就労意欲喚起等支援事業（22年度新規事業）

就労経験が乏しく就労が継続しない，あるいは就労意欲そのものが減退してしまっている等の課題を抱えている被保護者を対象に，キャリアカウンセラーによる就労意欲を喚起するカウンセリングや，求人開拓員による対象者の能力や希望に応じた求人開拓を行う等，被保護者の状況に応じたより一層のきめ細かな就労支援を実施

# 8 生活保護制度の抜本改革

## 生活保護制度

憲法の理念に基づき、国の責任において全ての国民に最低限度の生活を保障し、あわせて保護を受ける者の自立を助長することを目的とするもの

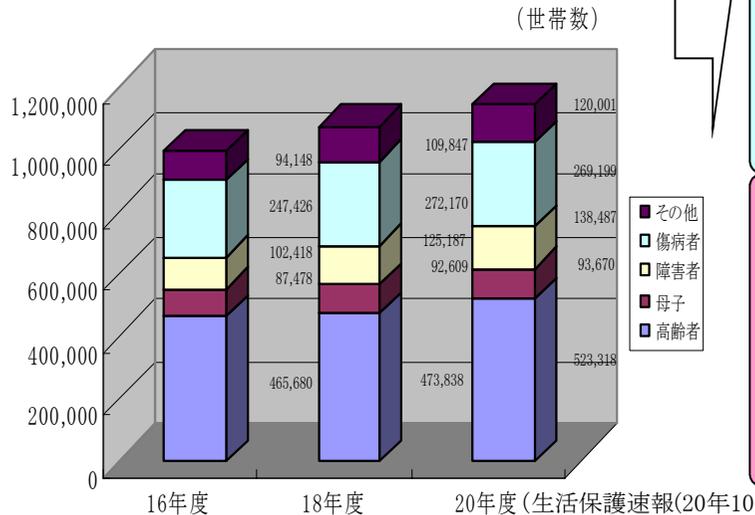
### 現状

- ・被保護世帯の増加
- ・扶助費の約半分を占める医療扶助

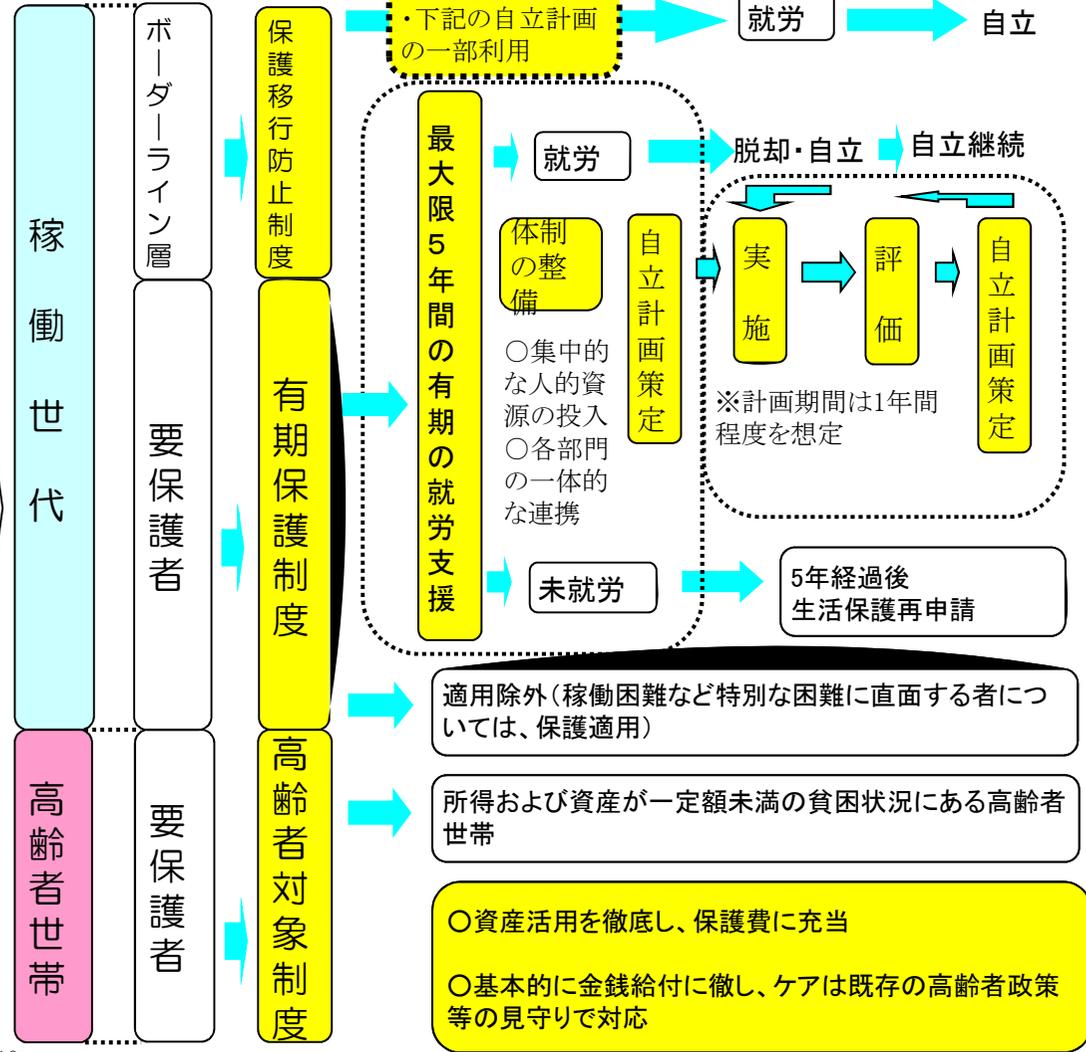
### 課題

- ・自立困難な高齢者層の拡大
- ・稼働年齢層の受給期間の長期化
- ・医療費等にかかる費用負担意識の希薄さ

## 被保護世帯の状況(全国)



## 新たなセーフティネットのイメージ



## 【指定都市の提案】

生活保護制度を時代に即した制度とするため、社会保障制度全般を含めた幅広い議論を行い、地方の意見を十分に反映させ、中長期的な視点に立った抜本改革を行うこと。

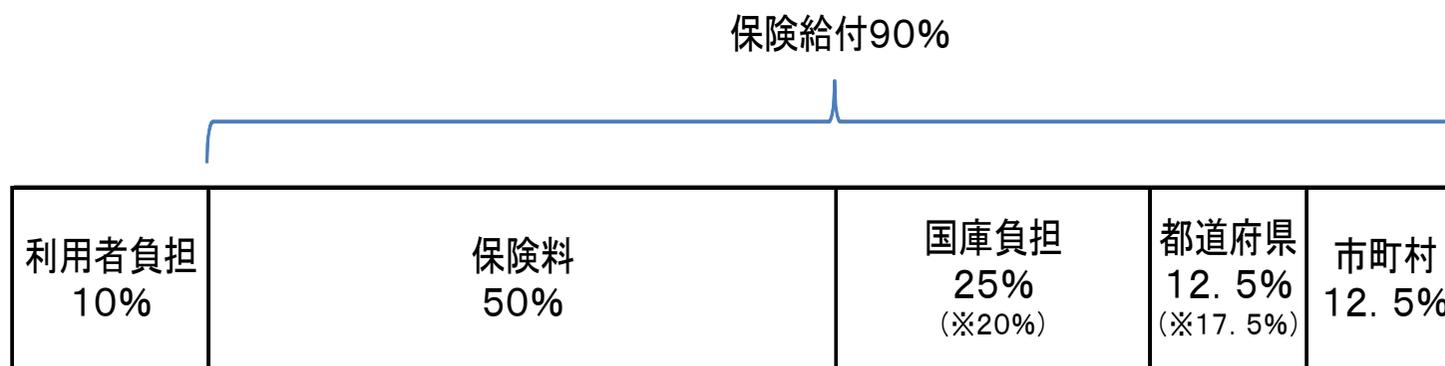
国の施策及び予算に関する重点提案(21年7月 指定都市市長会)

# 介護保険制度の概要

◇平成12年4月制度創設

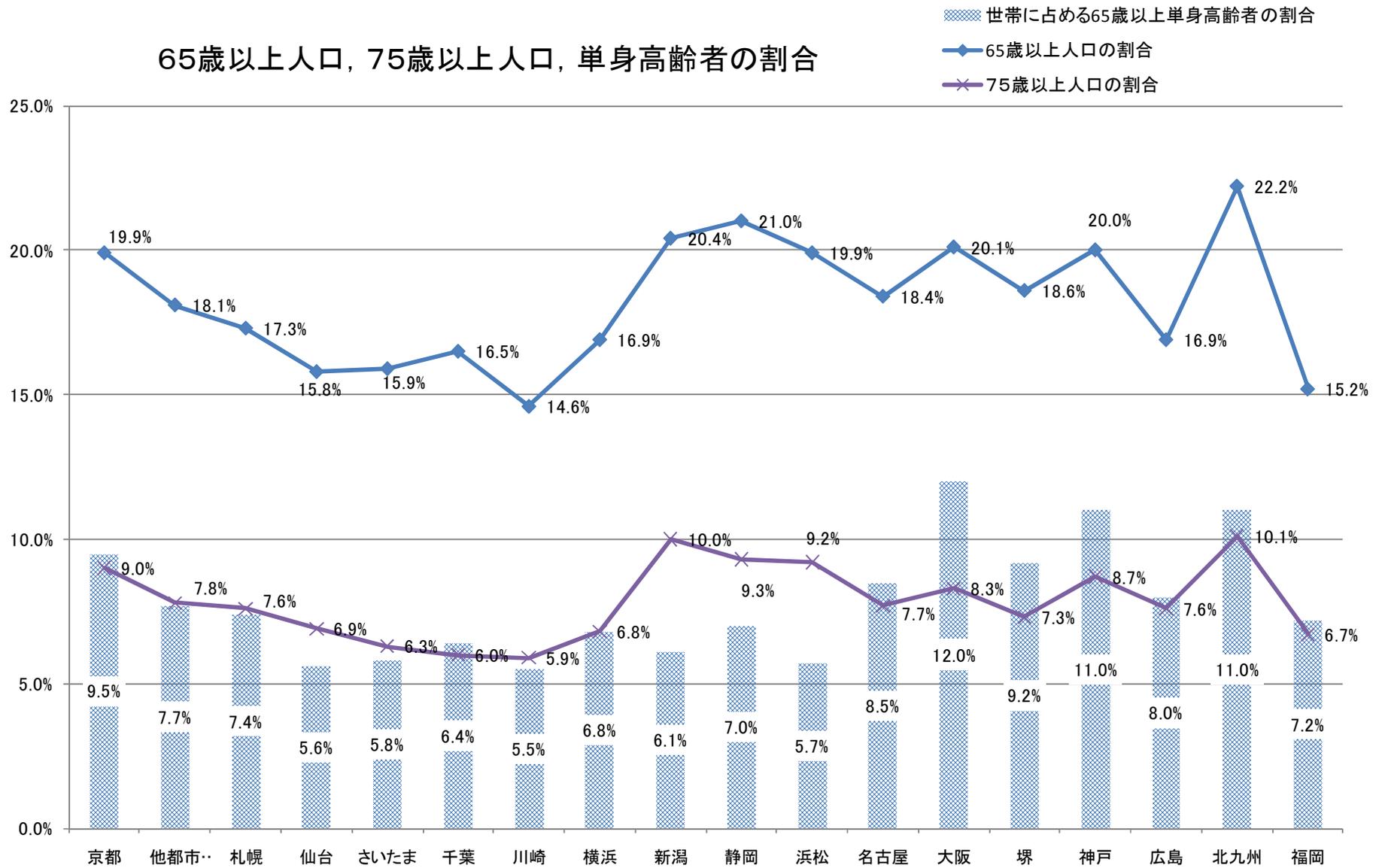
◇介護が必要な程度(要支援2段階, 要介護5段階)の認定を受け, 認定された区分に応じて, 介護予防サービス(要支援の場合)や介護サービス(要介護の場合)などが受けられる。

◇サービス費用の財源は, 利用者負担が原則1割, 残りの9割を保険料と公費で負担



※施設サービス等の負担割合

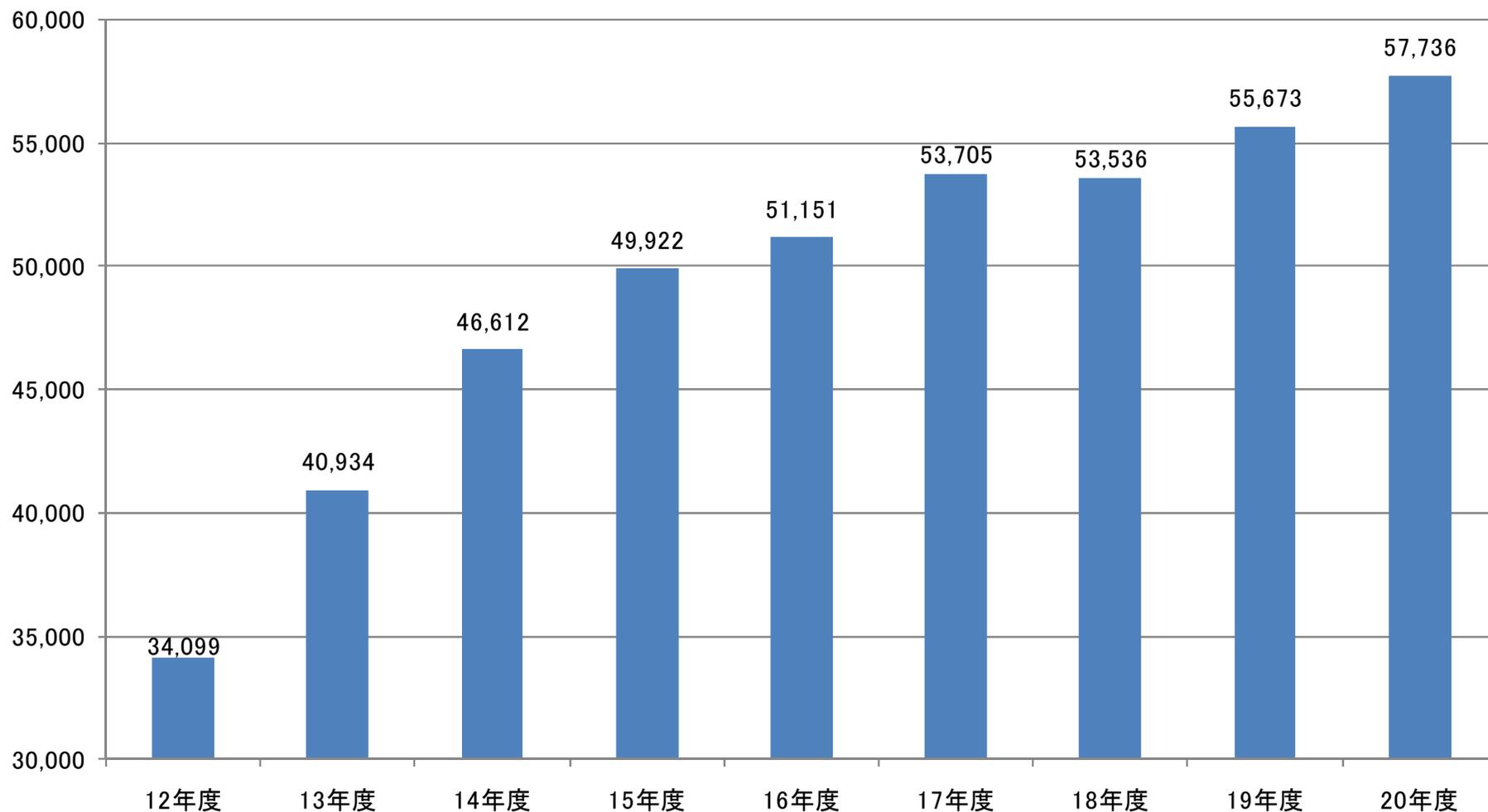
## 65歳以上人口, 75歳以上人口, 単身高齢者の割合



本市における65歳以上人口の割合は、政令市中高い方から6番目、75歳以上人口の割合は、5番目、単身高齢者世帯の割合は、4番目である。

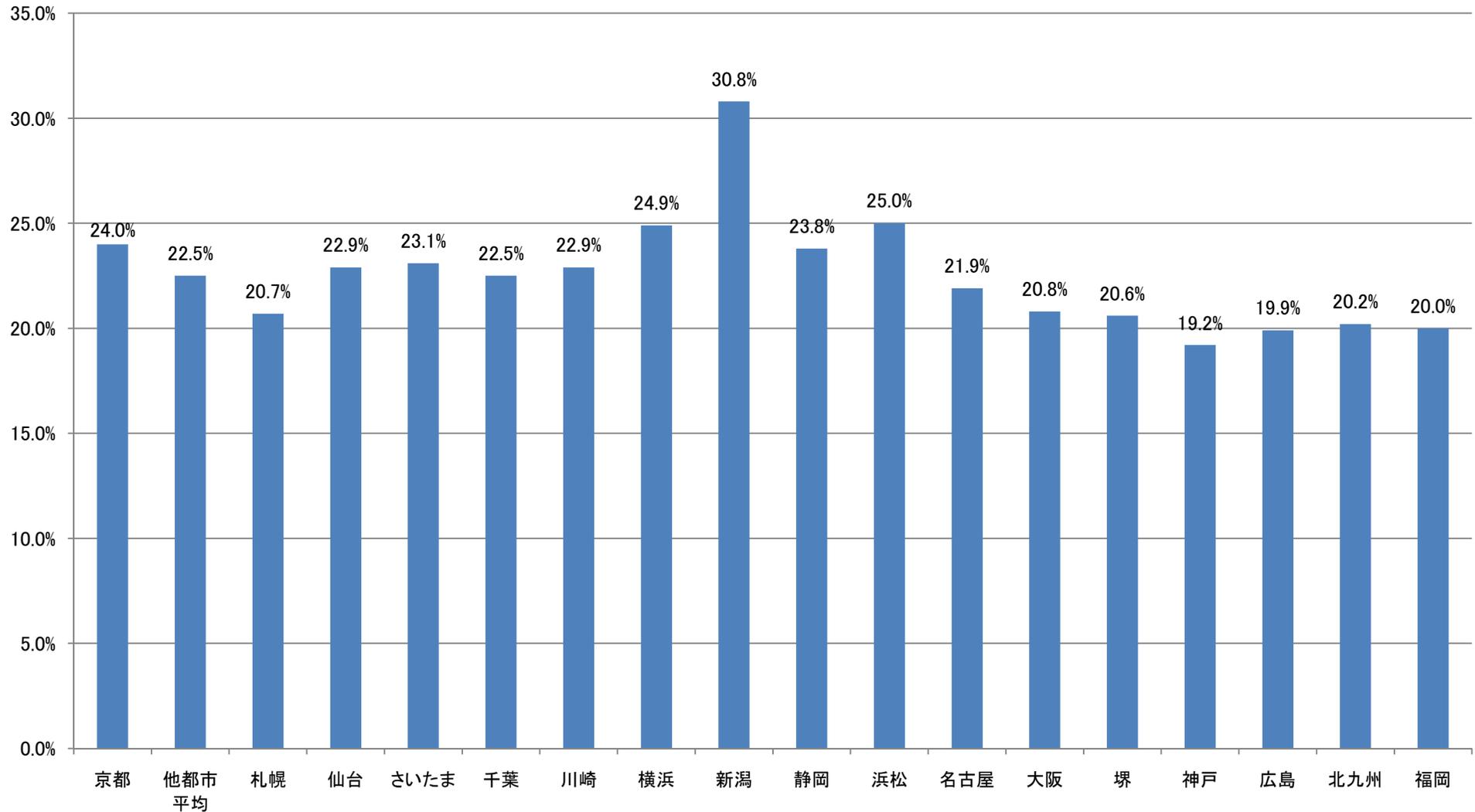
人

### 本市における要支援・要介護認定者数の推移



本市における要支援・要介護認定者は、制度発足以降、増加を続けている。

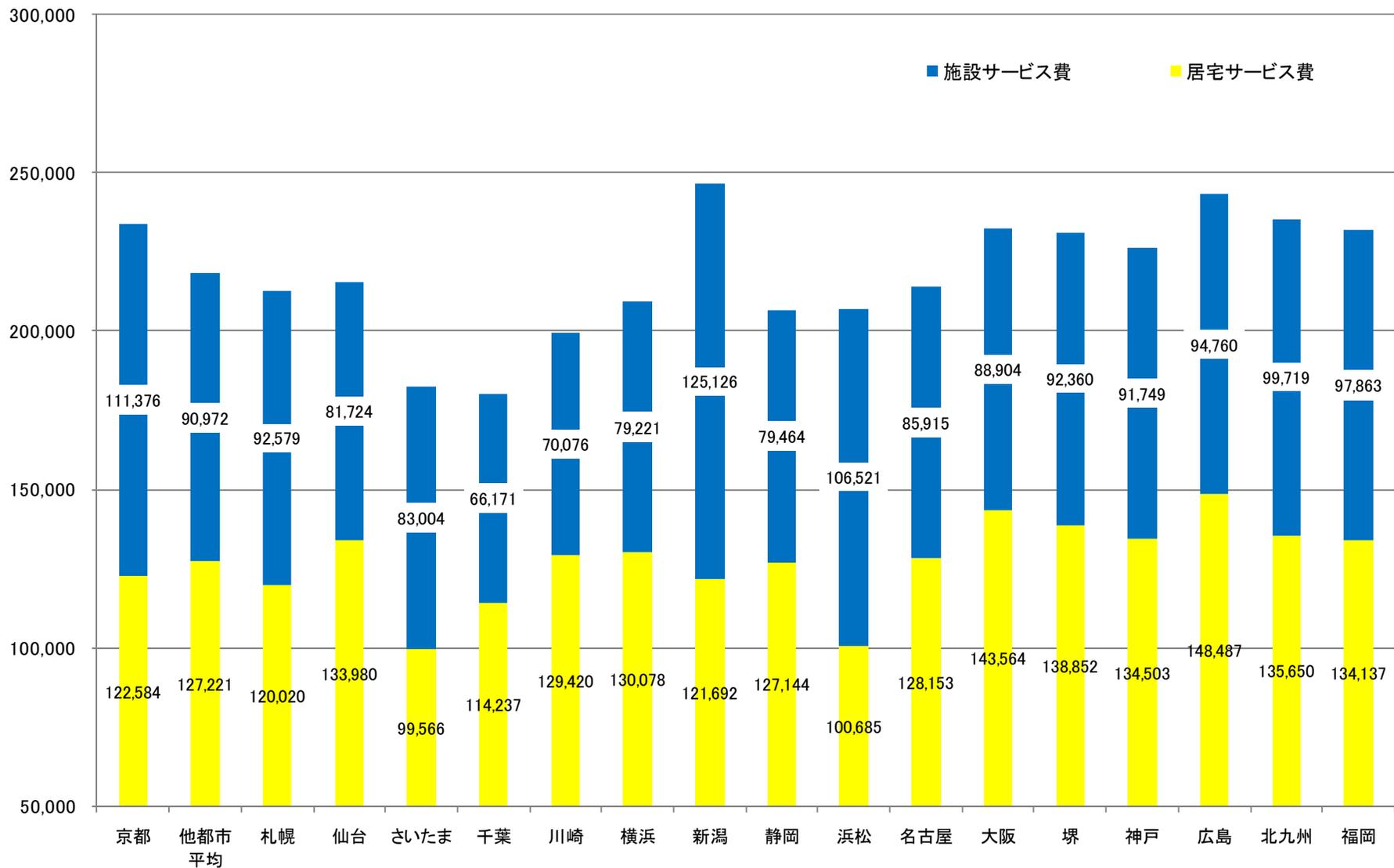
## 要支援・要介護認定者に占める要介護度4以上の認定者割合



要支援・要介護認定者に占める要介護度4以上の認定者割合は、政令市中4番目に高い。

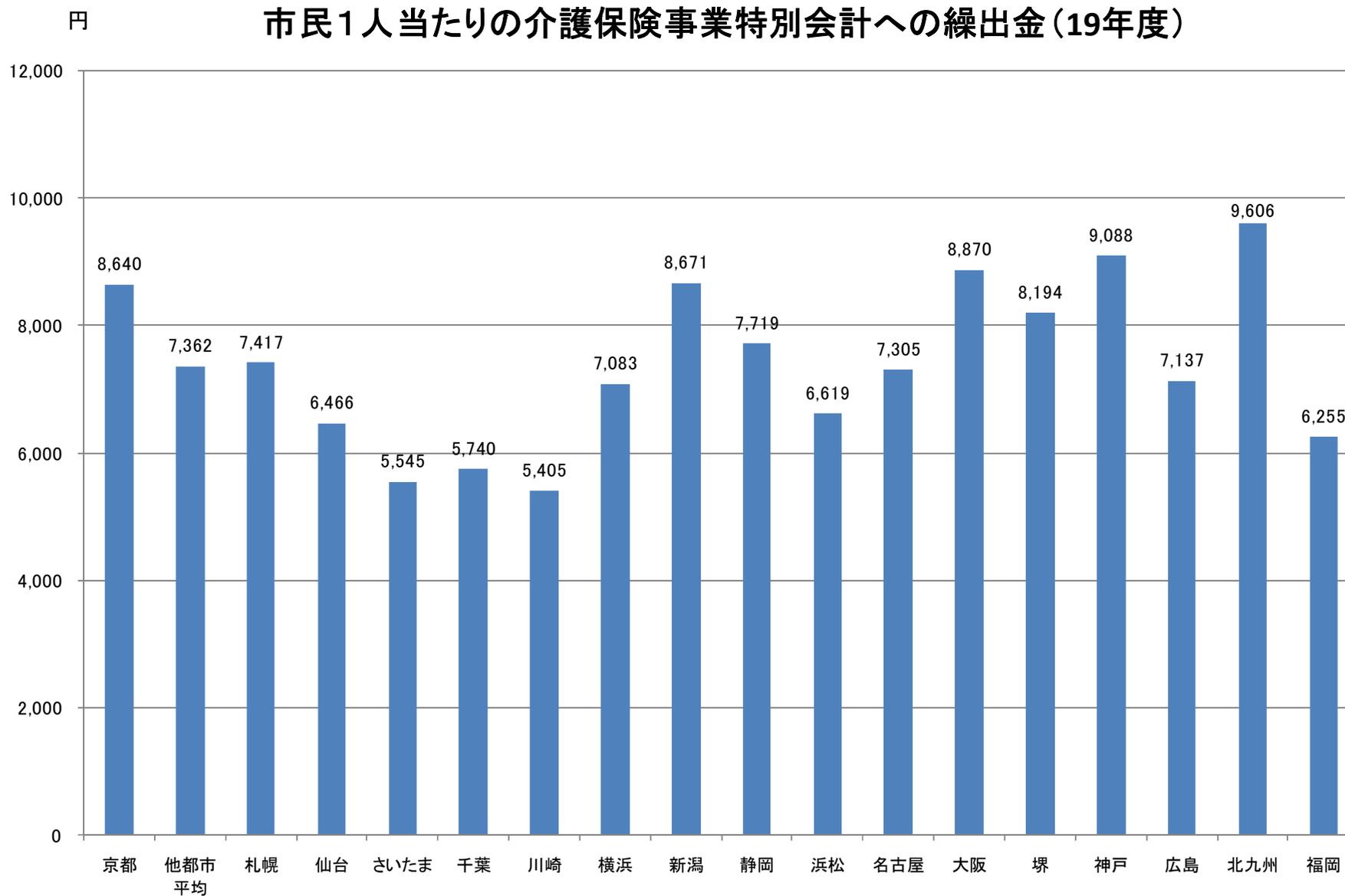
円

### 被保険者1人当たりの介護保険給付費(19年度)



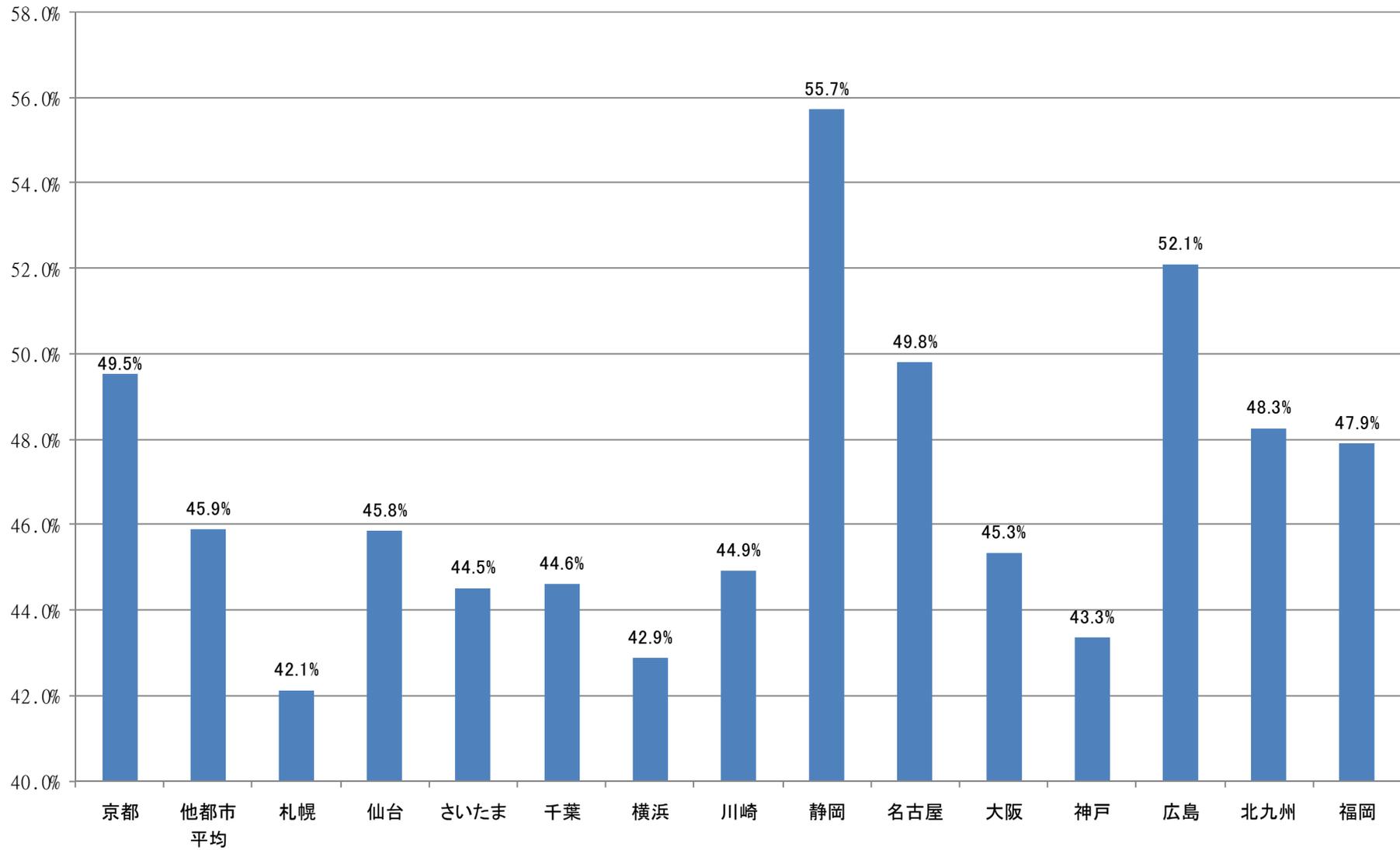
被保険者1人当たりの介護保険給付費は、政令市中4番目に高い。  
(施設サービス2番目、居宅サービスは12番目)

## 市民1人当たりの介護保険事業特別会計への繰出金(19年度)



市民1人当たりの介護保険事業特別会計繰出金は、政令市中5番目に高い。

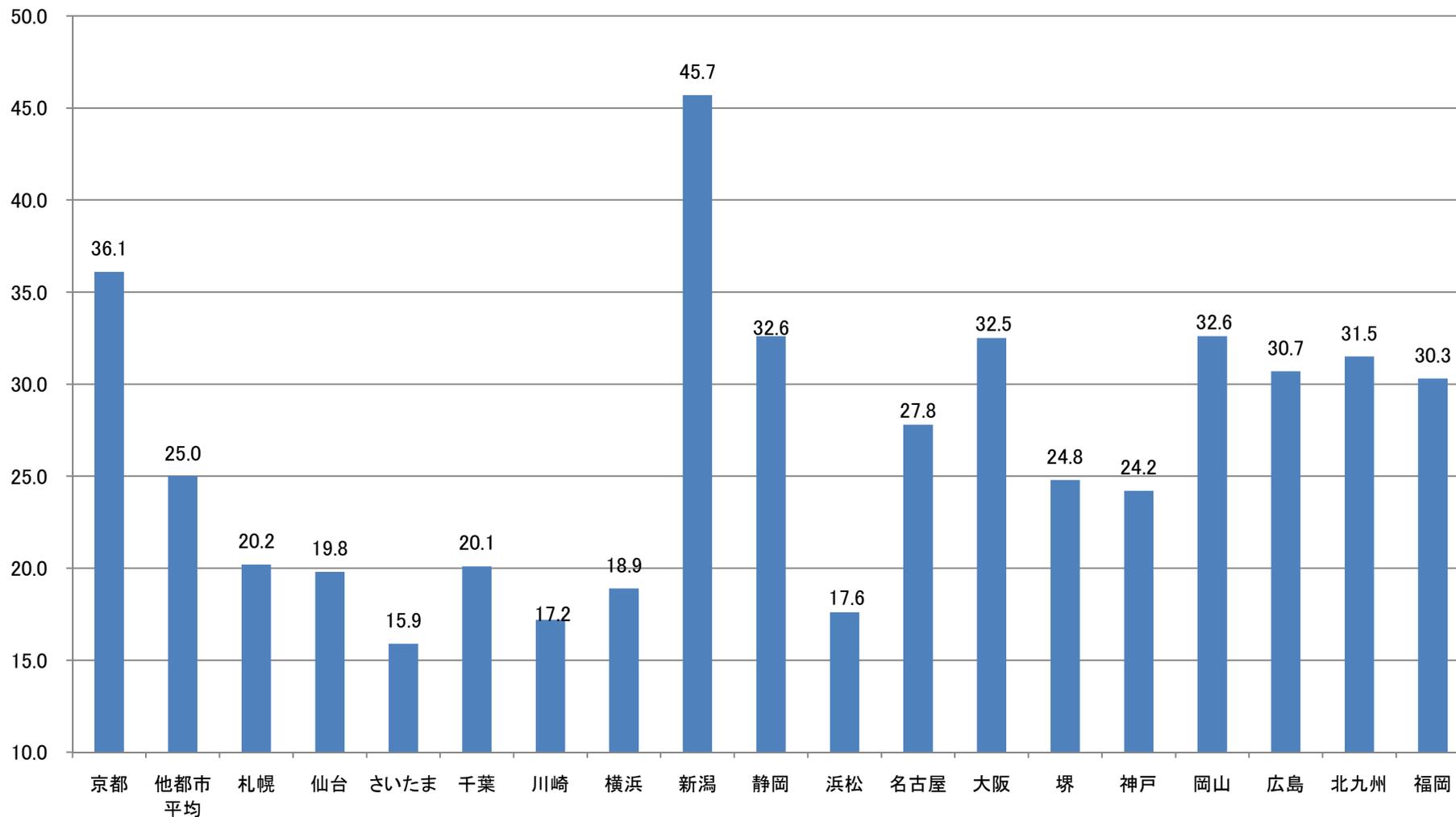
## 子どものいる夫婦世帯に占める共働き世帯の割合(17年)



子どものいる夫婦に占める共働き世帯の割合は、政令市中、4番目に高い。

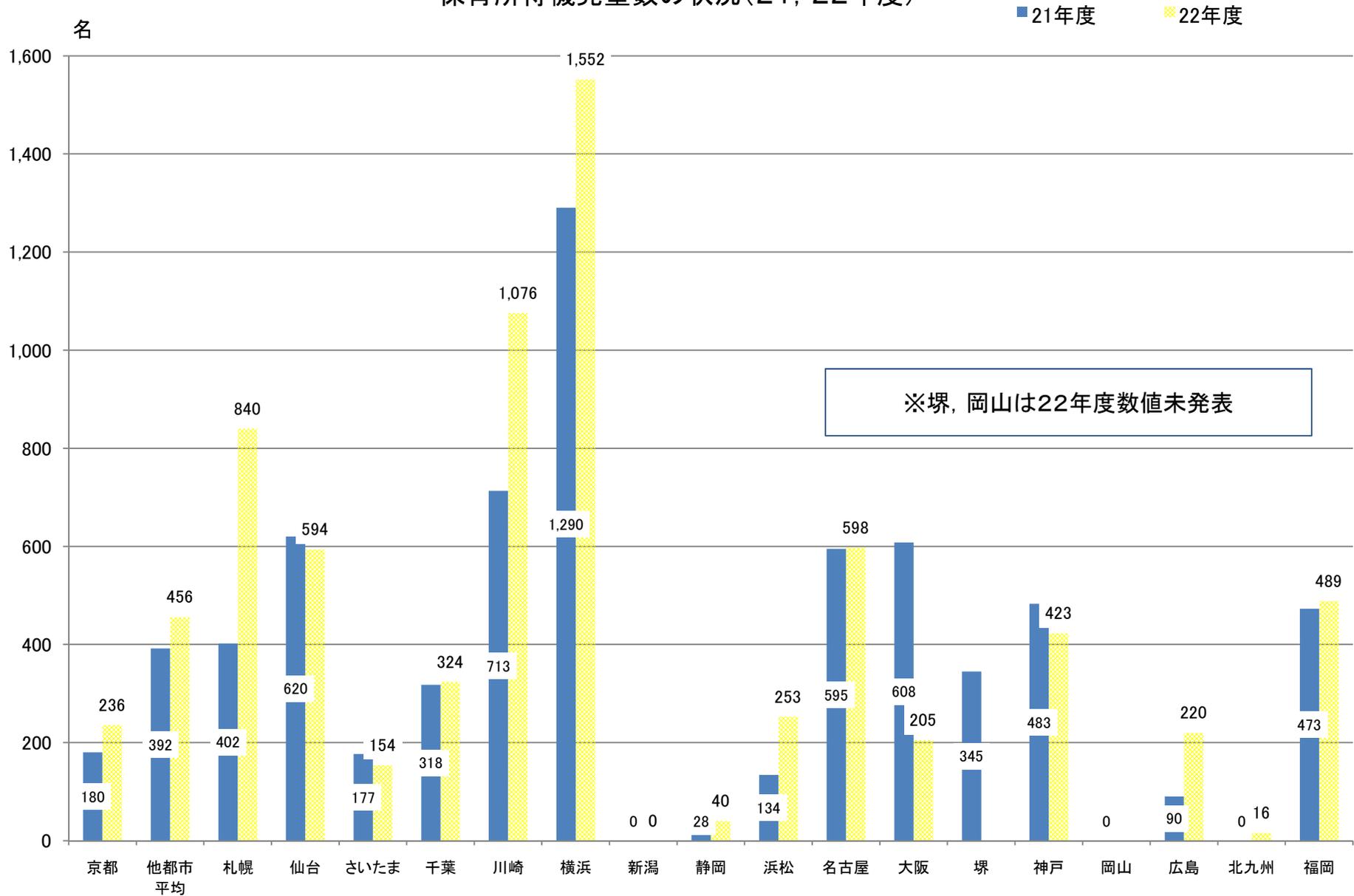
%

就学前児童数に対する保育所定員の割合(21年4月)



就学前児童数に対する本市の保育所定員数の割合は、政令市中、2番目に高い。

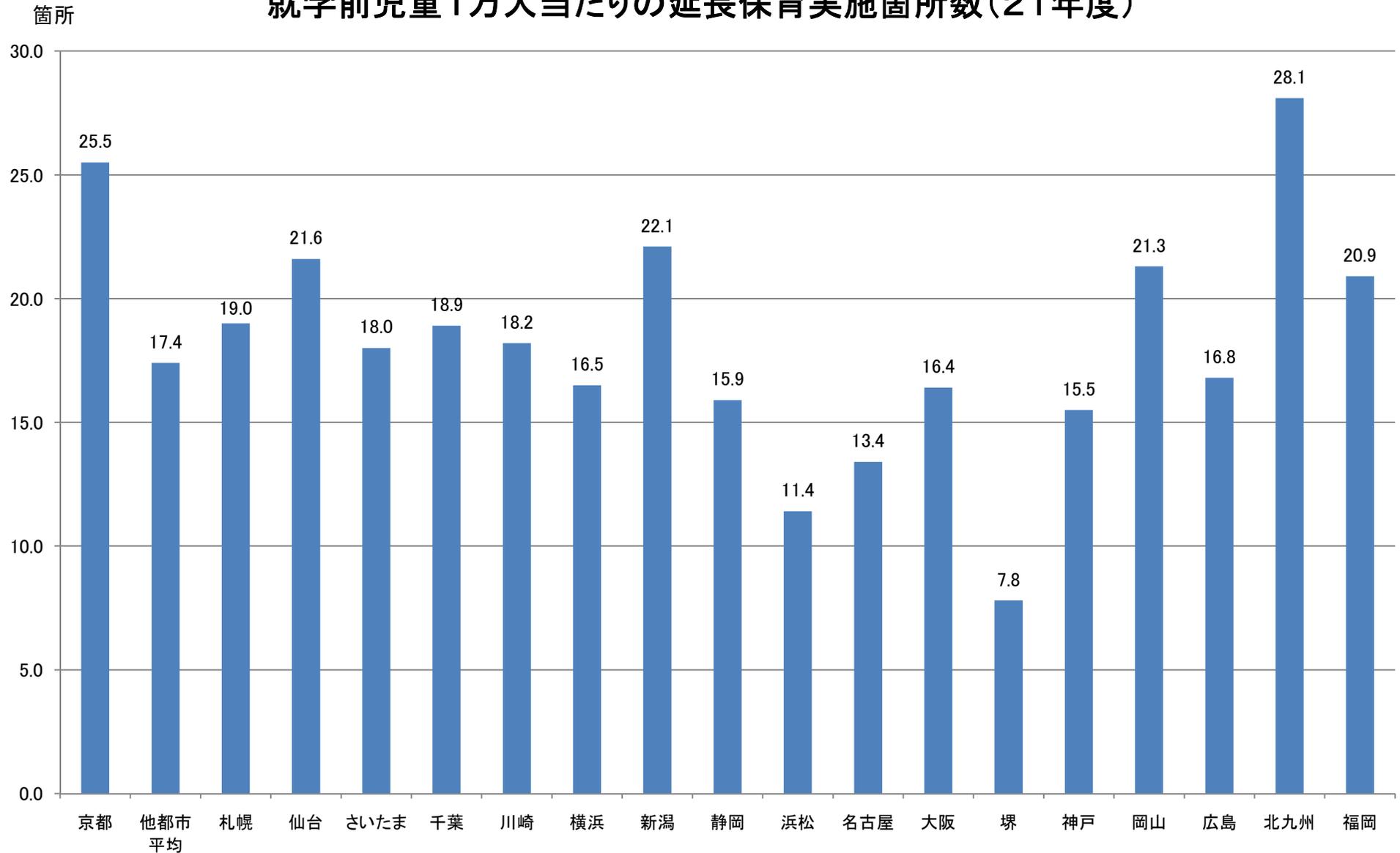
# 保育所待機児童数の状況(21, 22年度)



※堺, 岡山は22年度数値未発表

本市の保育所待機児童数は、政令市中、7番目に少ない。(21年度)

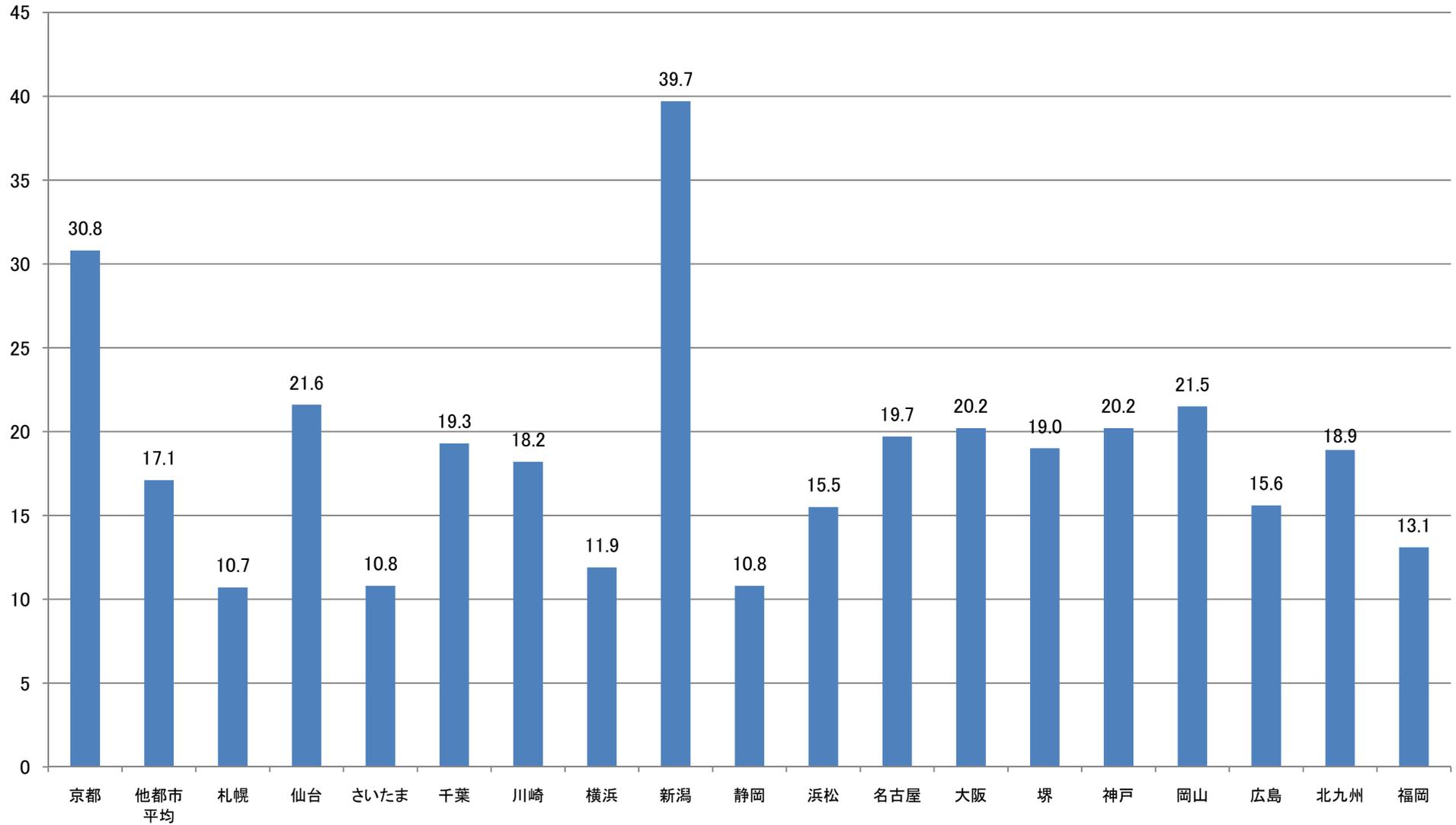
## 就学前児童1万人当たりの延長保育実施箇所数(21年度)



就学前児童1万人当たりの延長保育実施箇所数は、政令市中2番目に多い。

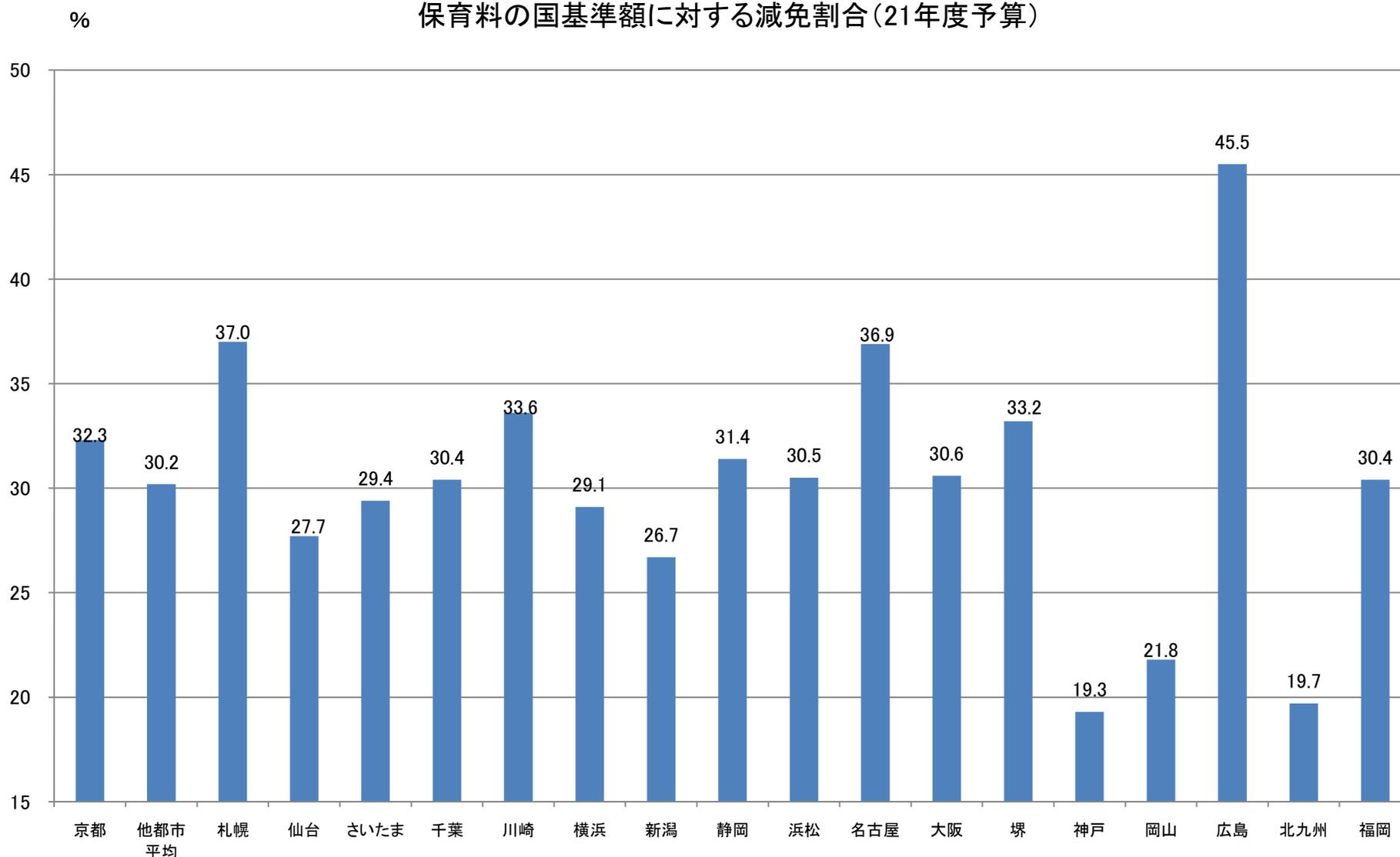
箇所

## 就学前児童1万人当たりの障害児保育実施箇所数(21年度)



就学前児童1万人当たりの障害児保育実施箇所数は、政令市中2番目に多い。

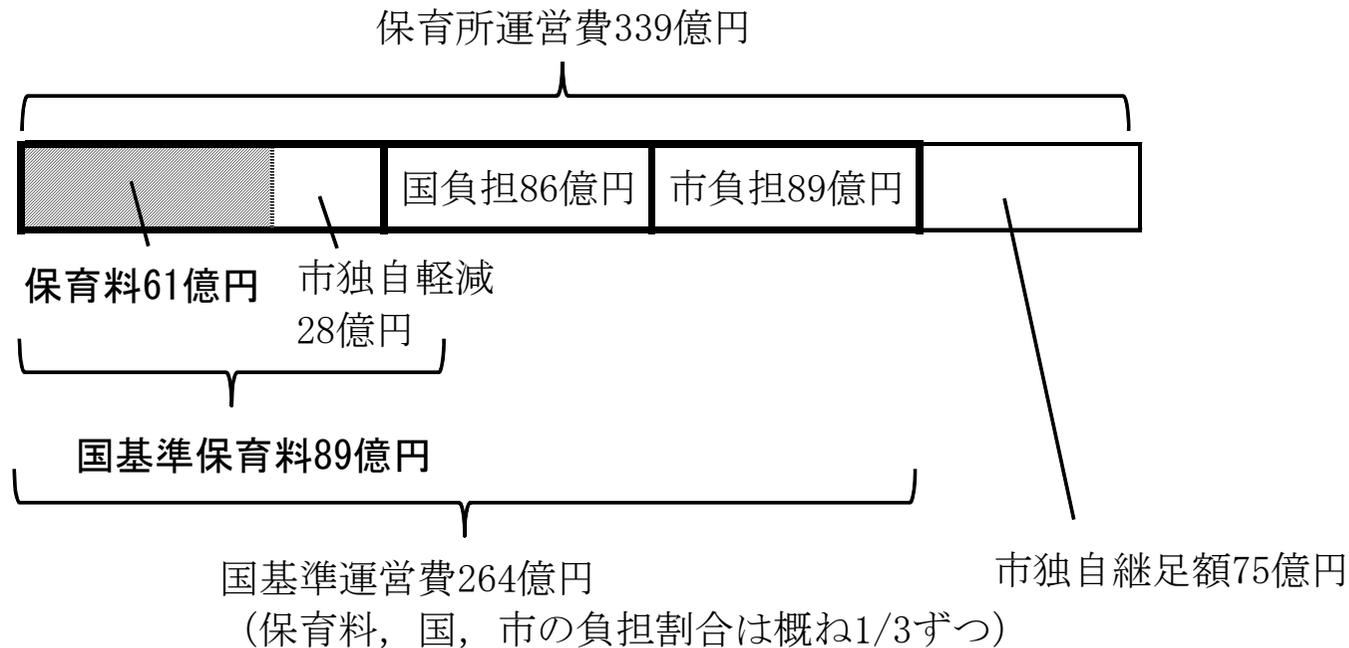
保育料の国基準額に対する減免割合(21年度予算)



本市の国基準保育料に対する独自軽減の割合は、政令市中、6番目に高い。

# 保育所運営費の基本的な枠組み

※金額等は、22年度予算ベース



# 保育所の設備等の基準を巡る動向

## ○地方団体の主張

### 【全国知事会】

保育施設の設置・運営環境は、地域間で大きく異なるため、施設や運営の基準について、保育の実施主体である市町村が地域の実情に応じて実施できるよう、保育所設備や職員配置等の基準設定を市町村に移譲すべき。

(地域間で異なる設置・運営環境の例)

都市部：施設用地の確保が困難等      過疎部：保育士の確保が困難等

(移譲すべき基準設定の例)

乳児室、ほふく室、保育室等の面積基準、保育士の配置基準

### 【全国市長会】

保育所設備基準を最低基準とするのではなく標準的なものとし、法令の規定を枠組化する。

### 【指定都市市長会】

保育所、助産施設、乳児院等といった、国が定める児童福祉施設の設備及び運営の基準は、ナショナルミニマムとして必要な、子どもの人権、安全等に直接関わる基本的事項に限定し、その他の事項については、指定都市の実情に応じて設定できるようにすること(児童福祉施設最低基準を改正)

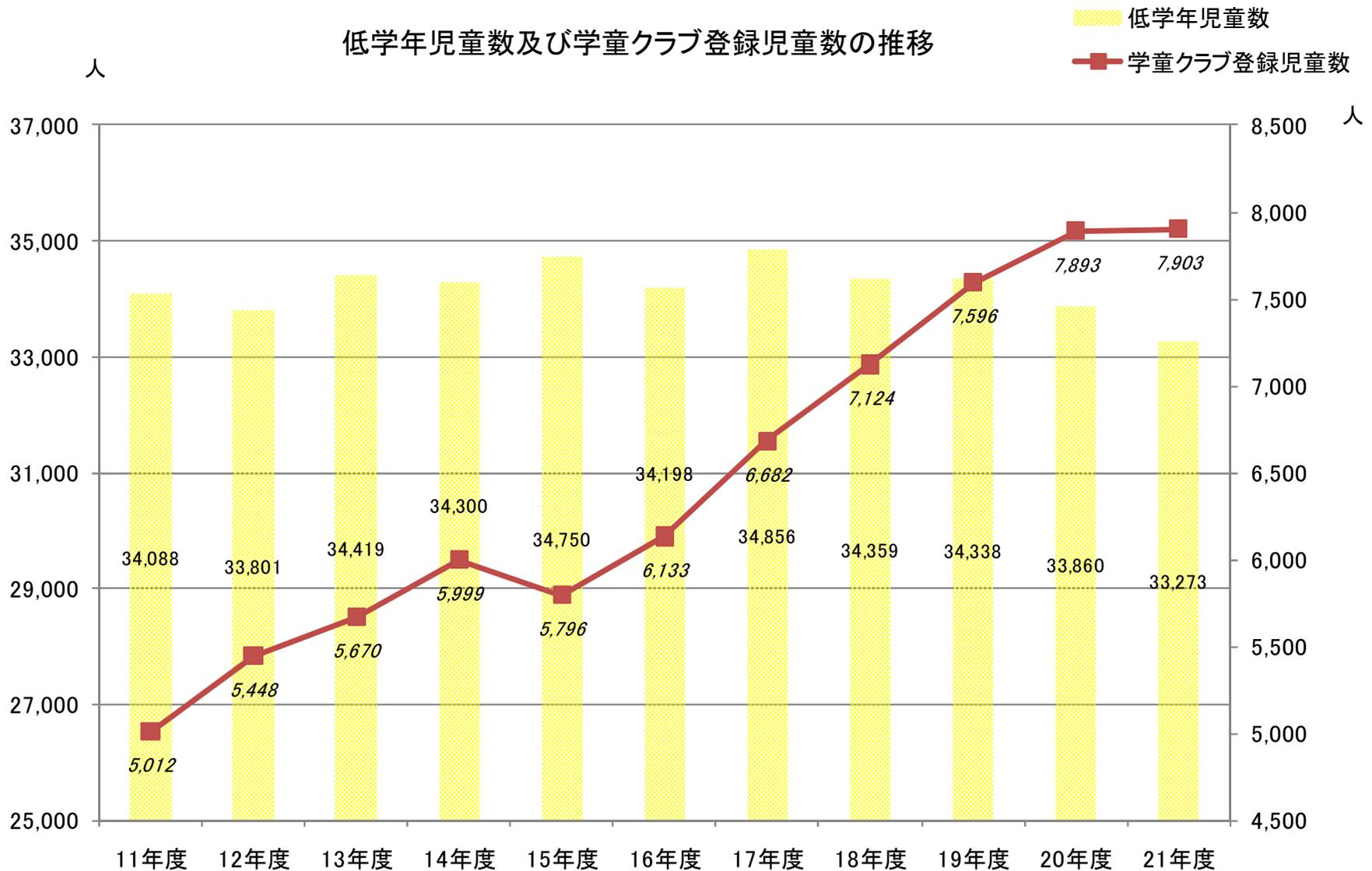
## 地方分権改革推進委員会第3次勧告(21年10月)

児童福祉施設最低基準については「廃止又は条例委任」

## 第3次勧告に対する厚生労働省の対応方針(21年11月)

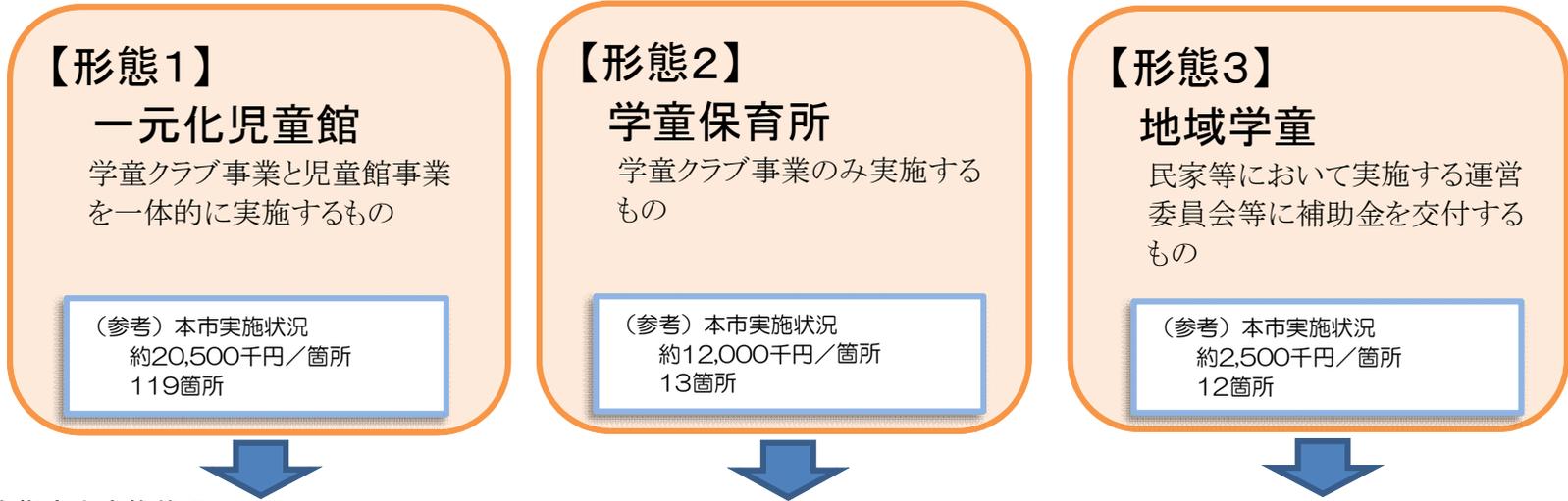
- 地域主権改革の実現に向けて、第3次勧告を最大限尊重し、地方分権を推進。ただし、保育・介護・福祉の質等に深刻な悪影響が生じかねないもののみ、例外的に全国一律の最低基準(規制)を維持する。
- 施設等基準については、すべて条例に委任した上で、「人員配置基準」「居室面積基準」「人権に直結する運営基準」に限り「従うべき基準」とする。
- この結果、施設等基準の約9割が地方自治体の判断で定められることとなる。

### 低学年児童数及び学童クラブ登録児童数の推移



本市の低学年(小学校1～3年)児童数は横ばいで推移しているが、学童クラブへの登録児童数は増加し続けている。

# 学童クラブ事業の実施形態



<他の政令指定市実施状況>

札幌	○	○	○
仙台	○	○	○
さいたま	○	○	○
千葉	—	○	—
横浜	—	○	—
川崎	—	○	—
新潟	○	○	○
静岡	○	○	—
浜松	—	○	—
名古屋	○	○	○
大阪	○	○	○
堺	○	○	○
神戸	○	○	○
岡山	—	○	—
広島	○	○	—
北九州	○	○	—
福岡	—	○	—

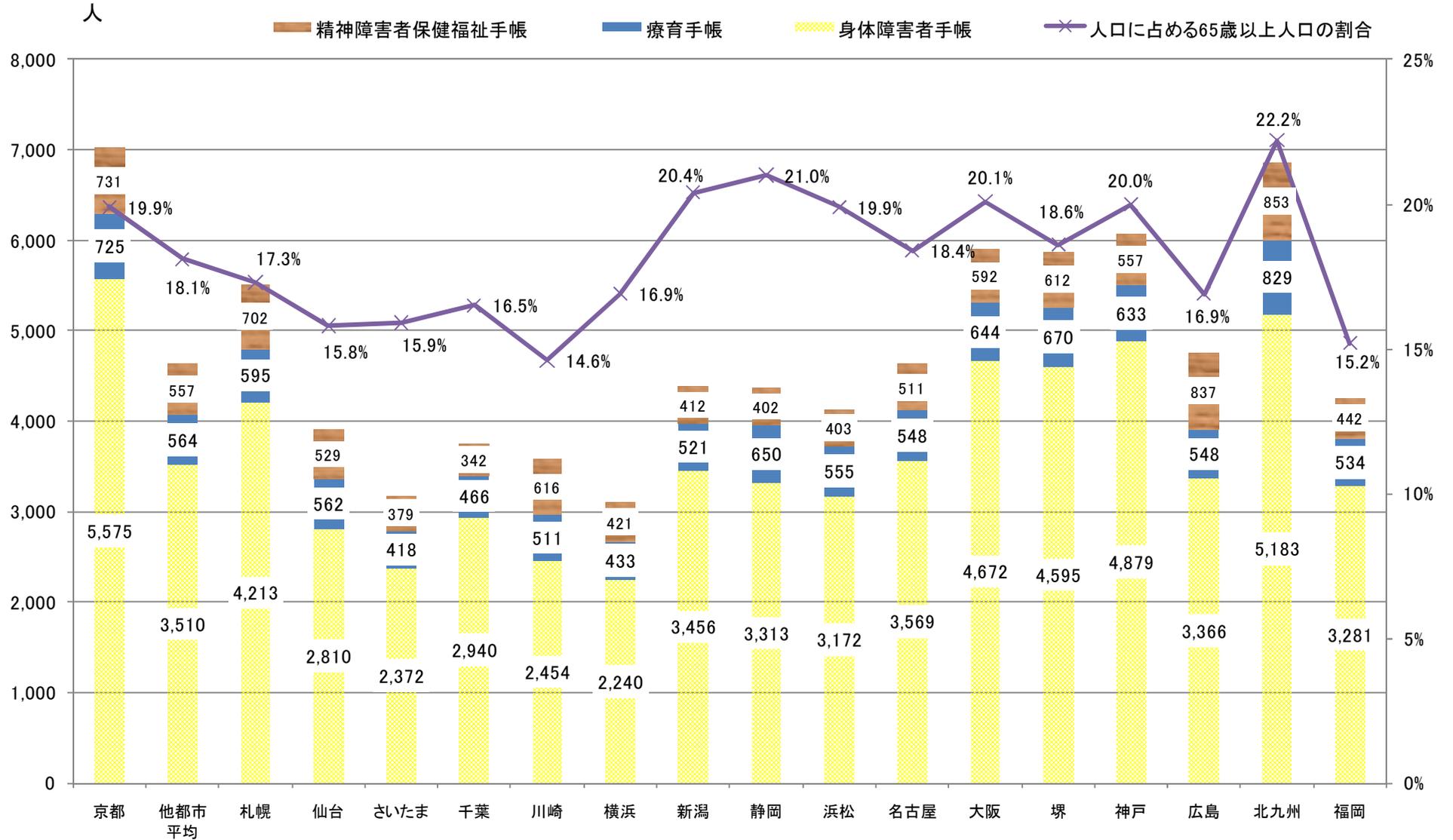
※1箇所でも同様の実施形態となっている場合は「○」としている。

# 他都市の学童クラブ事業との1箇所当たりの経費の比較

(単位:千円)

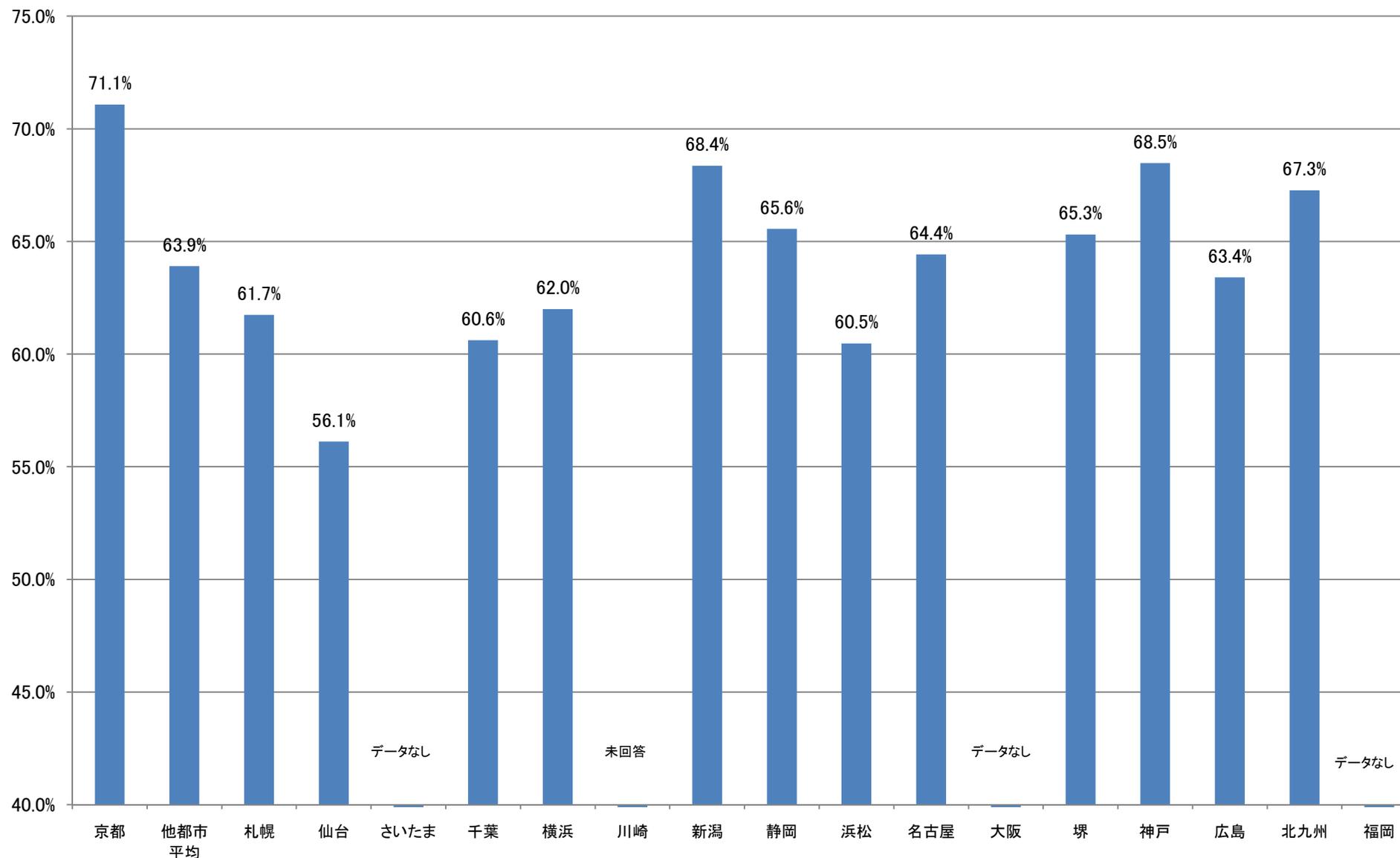
都市名	形態	1箇所当たりの経費	箇所数 (概数)	国基準を超過して 負担している額	1箇所当たりの 超過負担額
京都市	一元化児童館	約20,500	119	1,598,511	13,000
	学童保育所	約12,000	13	117,008	9,000
	地域学童	約2,500	12	0	0
札幌市	一元化児童館	約23,000	100	1,388,112	14,000
	学童保育所	約12,000	50	209,784	4,000
	地域学童	約4,000	50	52,078	1,000
福岡市	学童保育所	約14,000	140	1,599,519	11,000

# 人口10万人当たりの身体障害者手帳, 療育手帳, 精神障害者保健福祉手帳交付者数(20年度)



人口10万人当たりの手帳交付者数は、政令市で最も多い。

## 身体障害者手帳交付者に占める65歳以上の割合(19年度末)

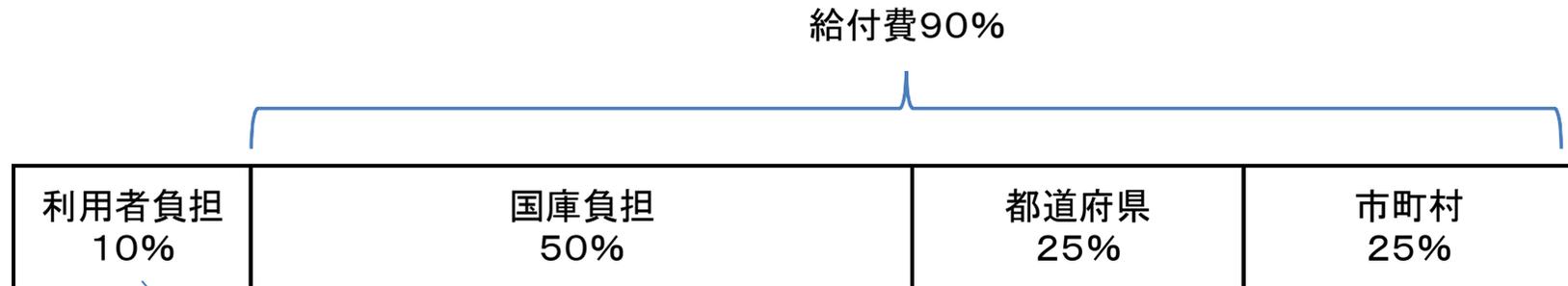


身体障害者手帳の交付者に占める65歳以上の割合は、政令市で最も高い。

# 障害者自立支援法の概要

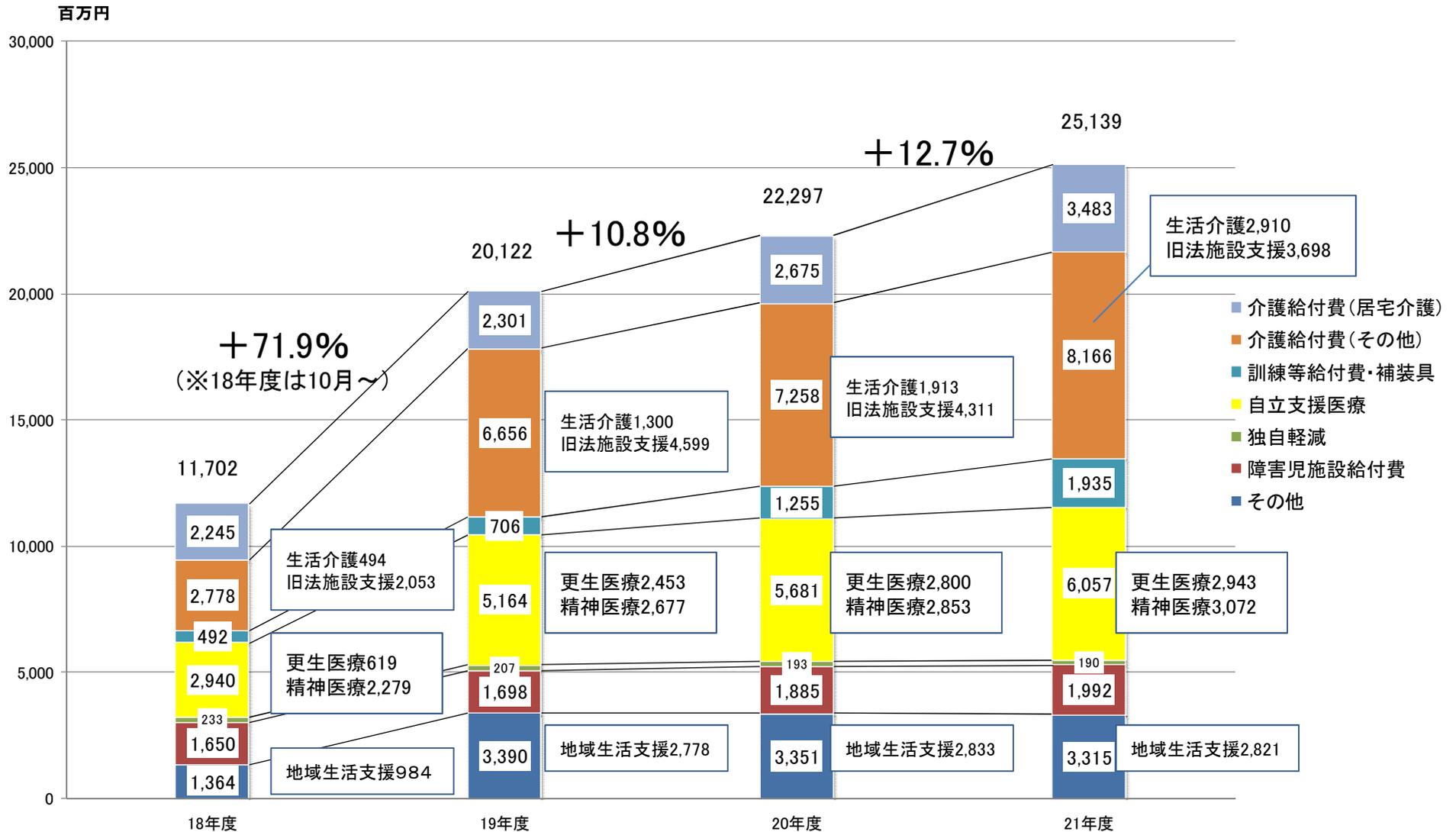
◇障害のある方が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指し、従来、障害の種別（身体障害，知的障害，精神障害）ごとに提供されていた福祉サービスや公費負担医療を一元化して利用可能なサービスの充実，推進を図る。（18年10月～）

## ◇財源負担スキーム



平成22年4月1日から低所得者（市民税非課税）の障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担の無料化

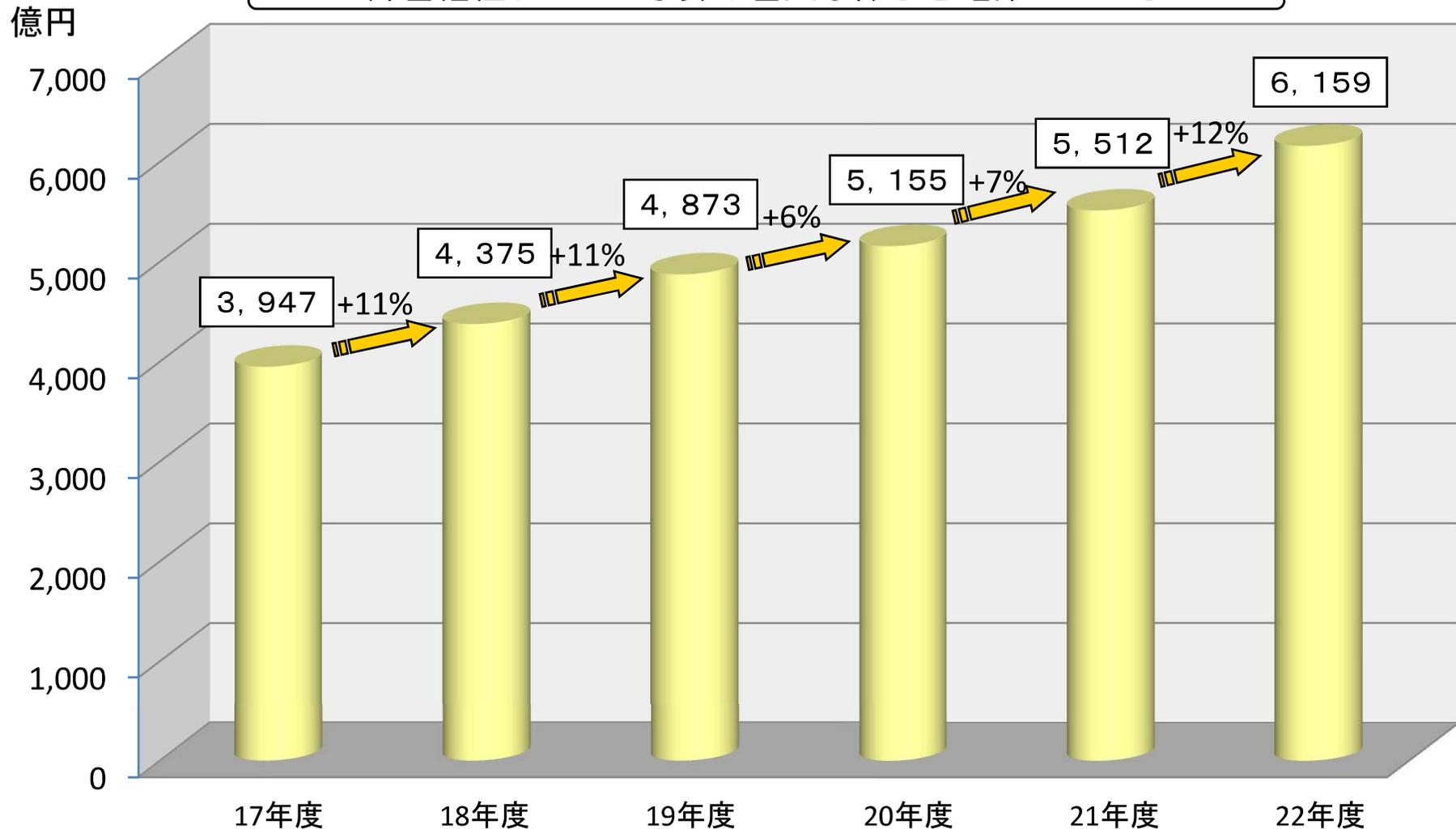
## 障害者自立支援費等の推移



制度開始以降、利用者数の増加やサービス基盤整備の充実、制度の浸透等により、障害者自立支援費は国予算額(次ページ参照)を大幅に上回るペースで増加している。

# 障害福祉サービス予算の推移

障害福祉サービス予算は着実な伸びを確保している

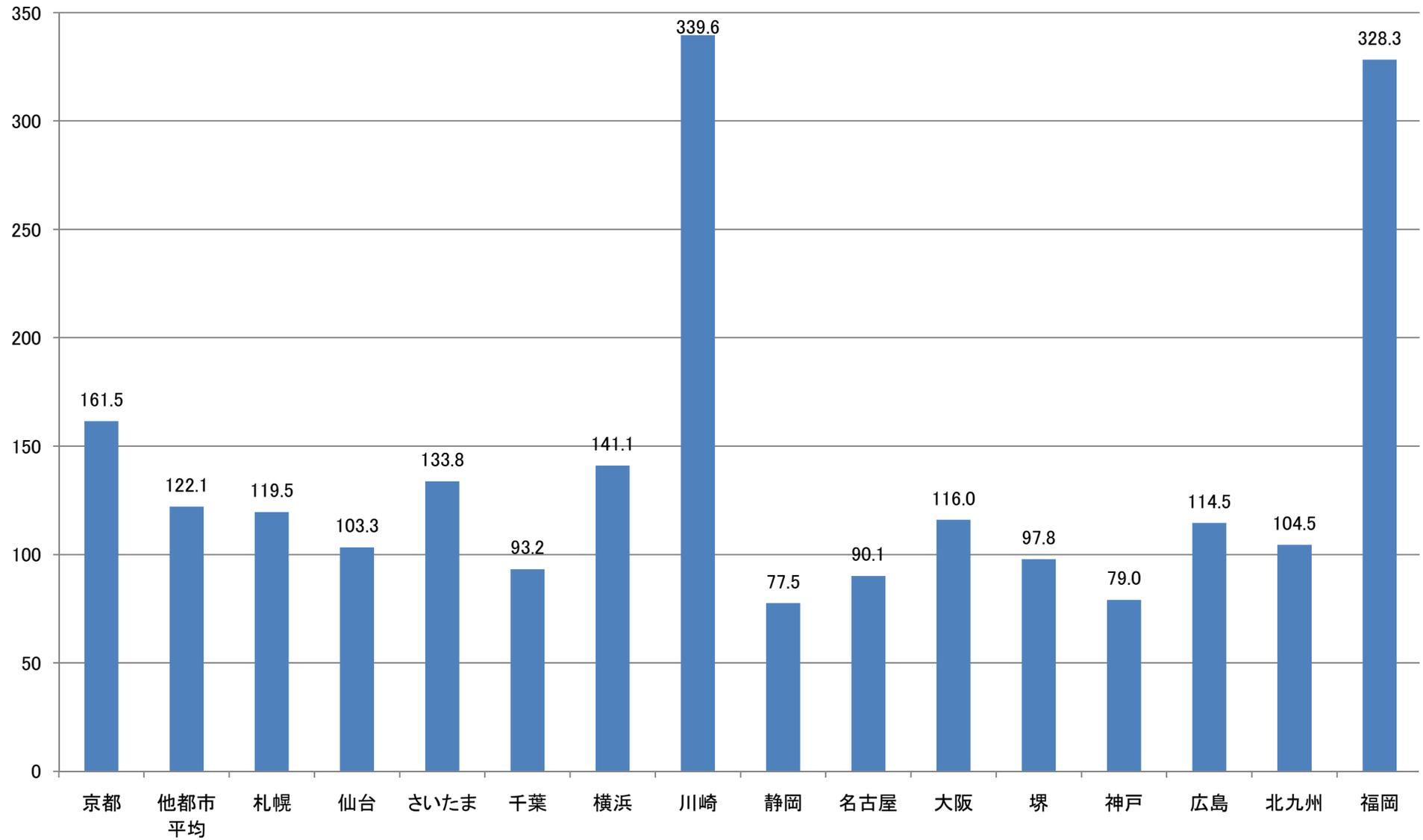


(注1)平成17年度については、自立支援法施行前の障害福祉サービス関係予算(支援費等)を積み上げたものである。

(注2)平成18年度については、自立支援法施行前後の障害福祉サービス関係予算(支援費、自立支援給付等)を積み上げたものである。  
(自立支援法は平成18年4月一部施行、同年10月完全施行)

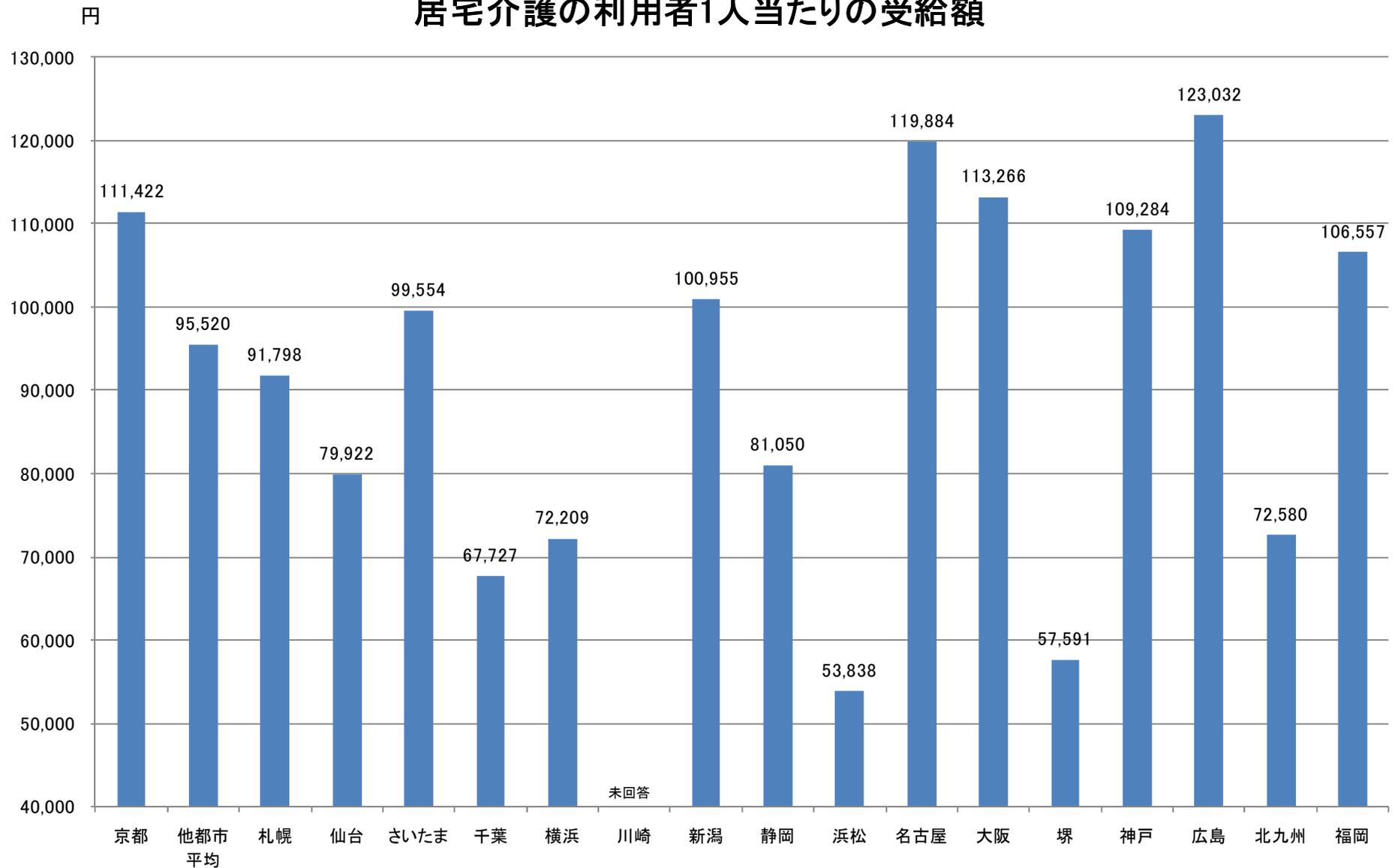
(注3)平成19年度～22年度については、自立支援法に基づく現行のサービス体系における予算(平成20年度は補正後)である。

## 居宅介護事業所実利用人数の伸び(18年度を100とした場合の20年度の割合)



居宅介護事業所における利用人数の伸びは、政令市で3番目に高い。

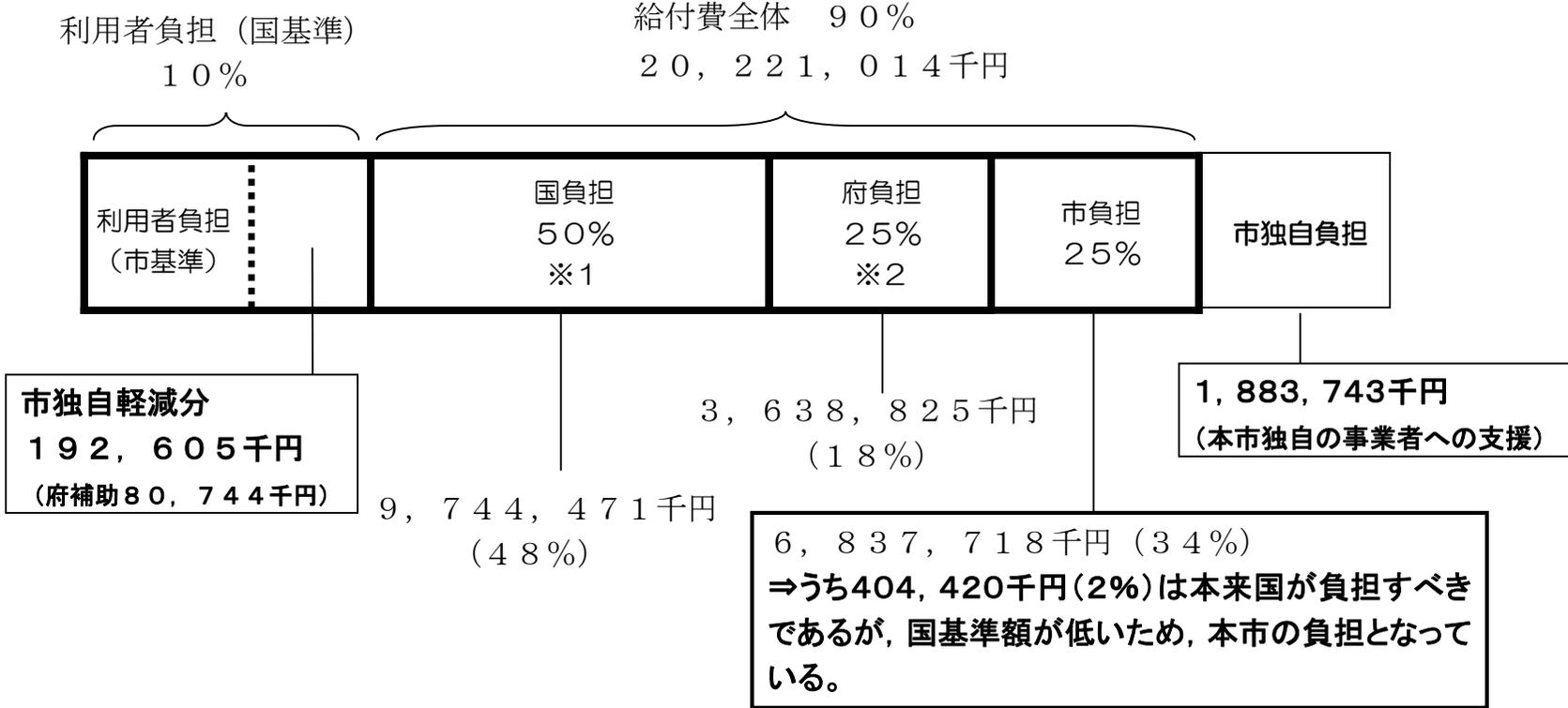
## 居宅介護の利用者1人当たりの受給額



居宅介護の利用者1人当たりの受給額は、政令市で4番目に高い。

# 本市における財政負担の状況

※金額は、20年度決算ベース



※1 居宅介護サービスなどにおいては、国負担額が50%を下回っている。  
 ※2 医療費の一部(精神通院医療及び育成医療)について、制度上、府負担金の対象外となっている。

# 国費用負担の問題点

障害者自立支援法の施行により障害福祉サービスの費用については、国が費用の1/2を負担することが義務化されたが、居宅介護サービスについては、国庫負担基準額に上限が設けられる仕組みも併せて導入されたため、サービスにかかった費用の1/2を収入できていない状況にある。

<居宅介護サービスの国庫負担金について>

(単位：千円)

	本来の国費用負担 (A)		現在の国費用負担 (B)		差額 (A - B)	D/C (%)
	国庫負担基準額	国庫負担額 (C)	国庫負担基準額	国庫負担額 (D)		
H19	2,301,969	1,150,984	2,130,436	1,065,218	85,766	92.5
H20	2,672,856	1,336,428	2,145,670	1,072,835	263,593	80.2
H21	3,475,126	1,737,563	2,154,375	1,077,187	660,376	61.9

本来国庫負担の割合は、事業費の1/2であるが、例えば21年度の国庫負担は事業費の3割程度となっている。

# 障害者自立支援法における本市独自の利用者負担軽減策

## 《18年度 「京都方式」の実施》

### 福祉サービス等

- サービス、医療等に係る月額上限額を国基準の2分の1に軽減
- 総合上限制度の創設

### 障害児施設

- 通所施設の月額上限額を本市保育料と同程度に設定
- 実費（食費）についても軽減対象

## 《19年度 「新京都方式」の実施》

### 〈特別対策〉

国において、通所・在宅サービスについて、軽減対象を市民税所得割16万円未満まで拡大するとともに、月額上限額を4分の1に引き下げる軽減策を実施

### 福祉サービス等

- 国の軽減策を取り入れるだけでなく、本市独自に重度障害者に配慮する。
- 「市民税所得割16万円未満」を自立支援医療、補装具及び総合上限にも適用

### 障害児施設

- 月額上限額を更に2分の1にするとともに、市民税非課税世帯については無料化

## 《20年度 「新京都方式」の更なる充実》

### 〈緊急措置〉

国において、通所・在宅サービスについて、月額上限額を8分の1に引き下げ、また、障害児のサービスについて、軽減対象を市民税所得割28万円未満まで拡大するとともに、月額上限額を8分の1に引き下げる軽減策を実施。

また、所得認定を「世帯単位」から「個人単位（本人及び配偶者）」へ見直す。

### 福祉サービス等

○国の軽減策を取り入れるだけでなく、引き続き、重度障害者へ配慮する。

○国の抜本的見直しの方向性を先取りする総合上限制度を継続実施

### 障害児施設

○国の軽減策を本市独自に実費（食費）も軽減対象に含めて実施

## 《21年度 「新京都方式」の継続》

国は、現行の軽減策を継続するとともに、一部拡充として、軽減措置を適用するために必要な「資産要件」は撤廃し、また、「心身障害者扶養共済給付金」については個別減免時の収入認定から除外する。

○自立支援医療や重度障害のある方への配慮が依然として不十分なため、「新京都方式」を継続する。

## 《22年度 「新京都方式」の継続》

国は、応能負担（定率負担）制度の速やかな廃止のため、低所得者（市民税非課税）の障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料化

○国の措置で軽減が図られなかった自立支援医療に係る負担軽減策や、本市独自軽減策が上回る部分について、「新京都方式」を継続する。

22年度予算額  
162,436千円

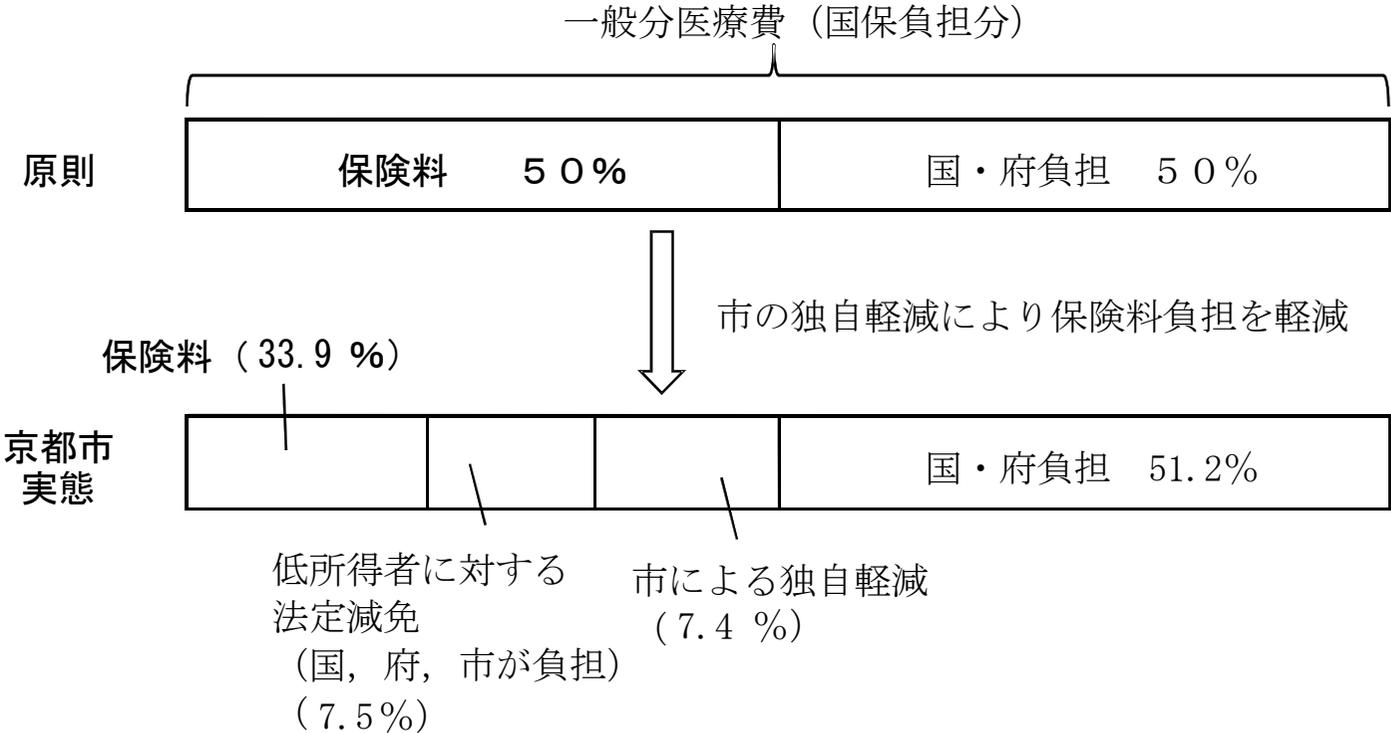
（府補助80,867千円、  
一般財源81,569千円）

## 障害福祉サービス等における利用者負担の自治体単独負担軽減措置の実施状況

都市名	利用者負担の自治体単独負担軽減措置の有無
京 都	○
札 幌	×
仙 台	×
さいたま	○
千 葉	○
横 浜	○
川 崎	○
新 潟	○
静 岡	×
浜 松	×
相模原	○
名古屋	○
大 阪	×
堺	○
神 戸	○
岡 山	×
広 島	×
北九州	×
福 岡	○

政令市19市のうち、本市を含め、  
11市が独自の軽減措置を実施  
(※本市に対しては府からの補助有り)

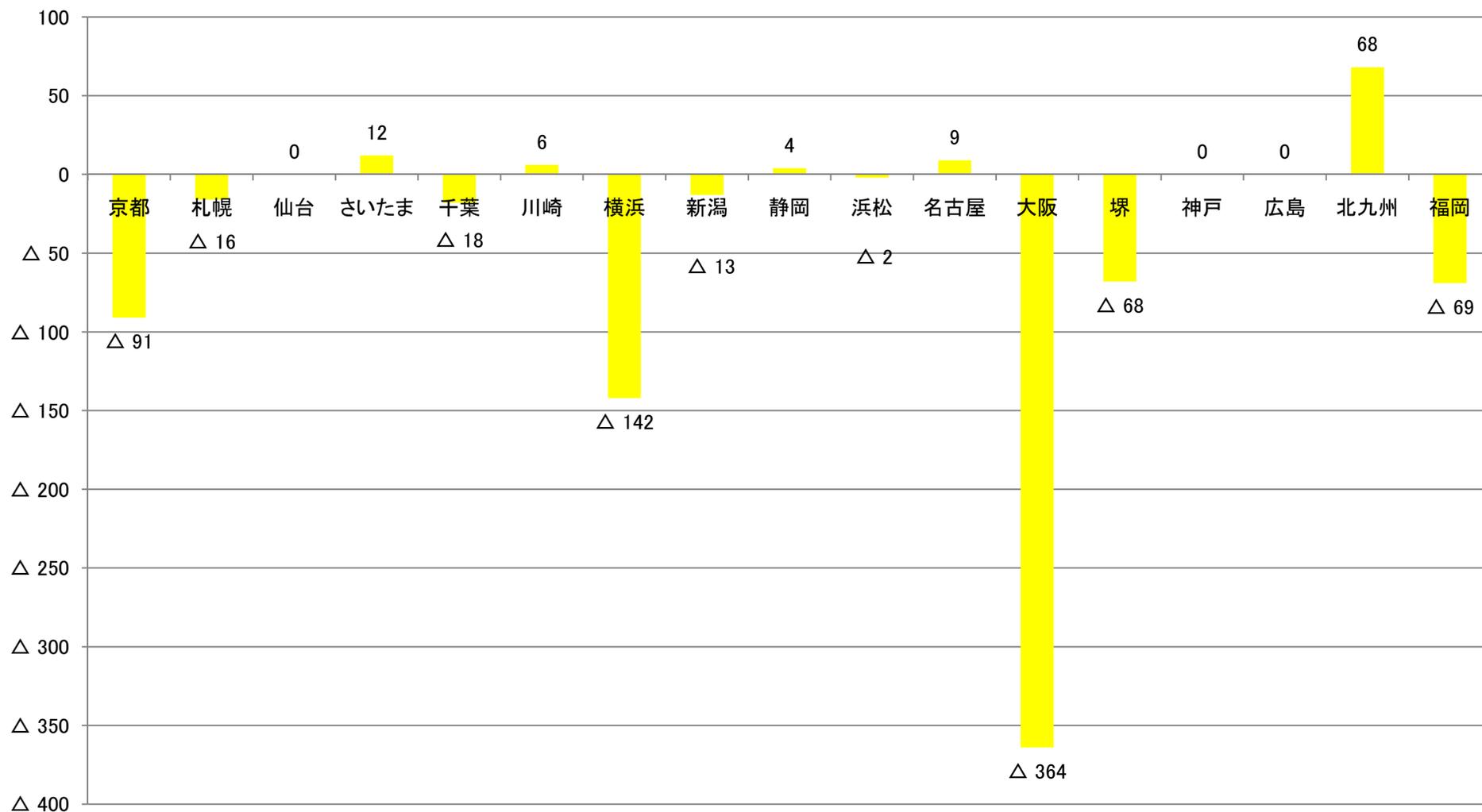
# 国民健康保険財政の基本的枠組み



※割合は22年度当初予算ベース

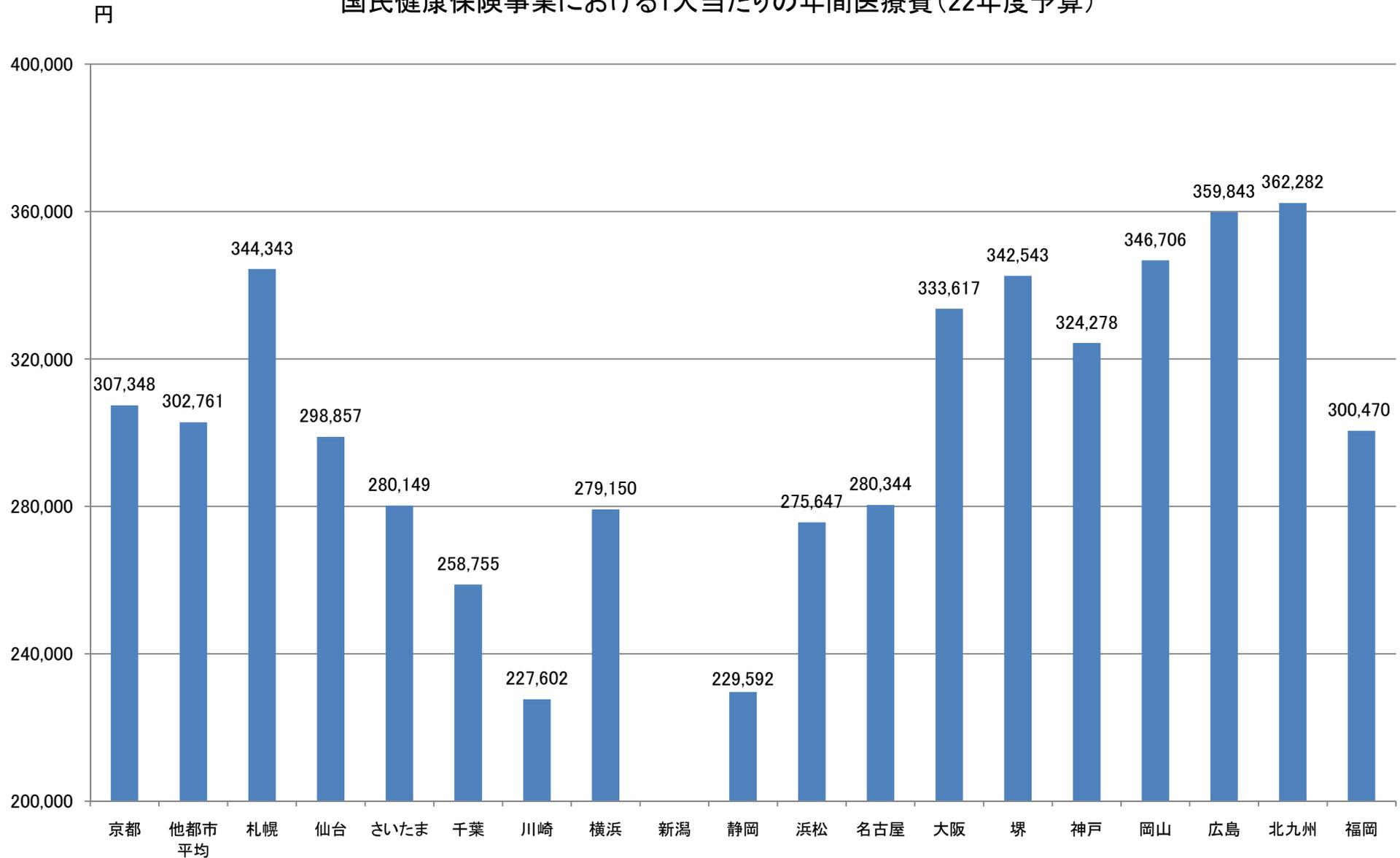
億円

### 国民健康保険事業特別会計の累積収支(20年度決算)



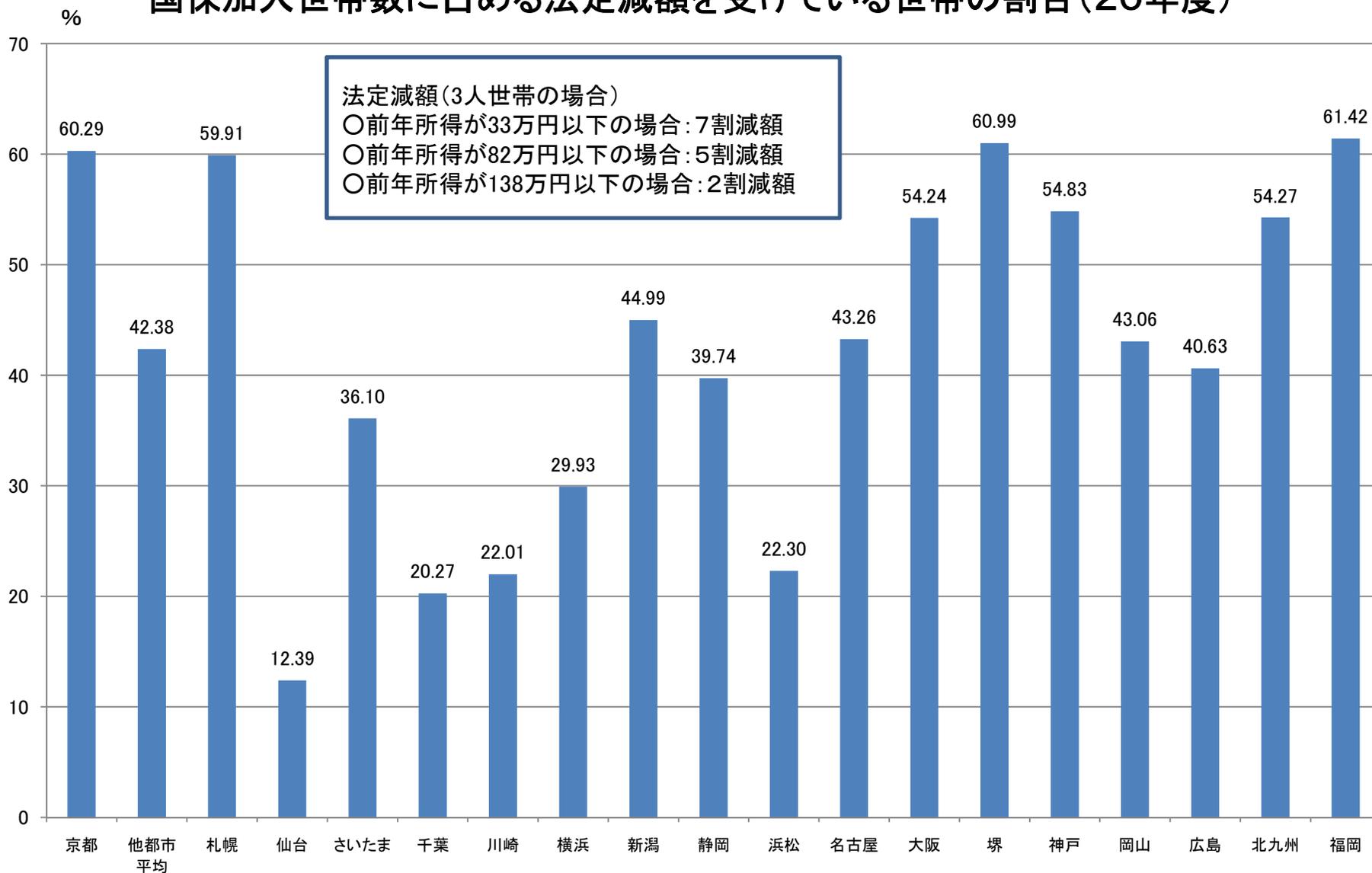
本市の累積赤字は、政令市で3番目に多い

# 国民健康保険事業における1人当たりの年間医療費(22年度予算)



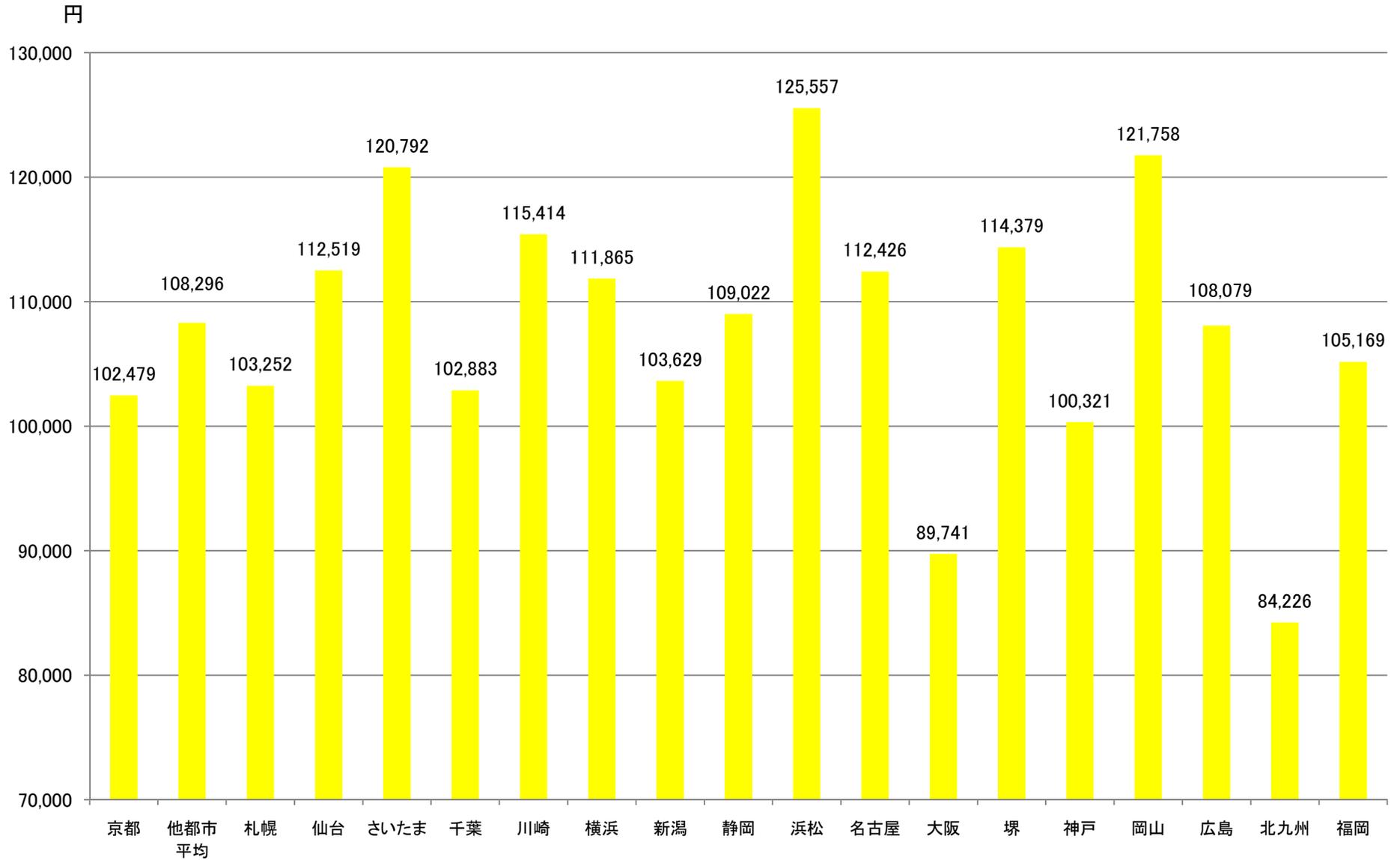
本市の1人当たりの医療費は、政令市中、高い方から8番目である。

## 国保加入世帯数に占める法定減額を受けている世帯の割合(20年度)



国保加入世帯に占める法定減免世帯の割合は、政令市で3番目に高い。

# 国民健康保険事業における1人当たりの年間保険料(22年度予算)



本市の1人当たり保険料は、政令市中、高い方から15番目となっている。

# 老人医療費支給事業

◇事業開始:昭和47年1月

◇対象者:医療保険に加入している65歳以上70歳未満の方で、次の①又は②に該当する方

①所得税非課税世帯

【所得税非課税世帯のイメージ】

収入が年金のみで単身世帯の場合 → 年収 158万円以下

収入が年金のみで配偶者と2人世帯 → 年収 196万円以下

②本人、配偶者及び同居等の扶養義務者の所得が基準以下で、寝たきり、一人暮らし又は老人世帯のいずれかであること

○所得制限の基準 【一般認定】所得税非課税世帯

【特別認定(寝たきり、独居等)】老齢福祉年金支給制限額に準拠

※本人所得 1,595千円 (給与収入換算で2,536千円)

◇給付内容:医療保険の自己負担額から一部負担金(※)を差し引いた額を支給) ※後期高齢者医療制度で負担する額

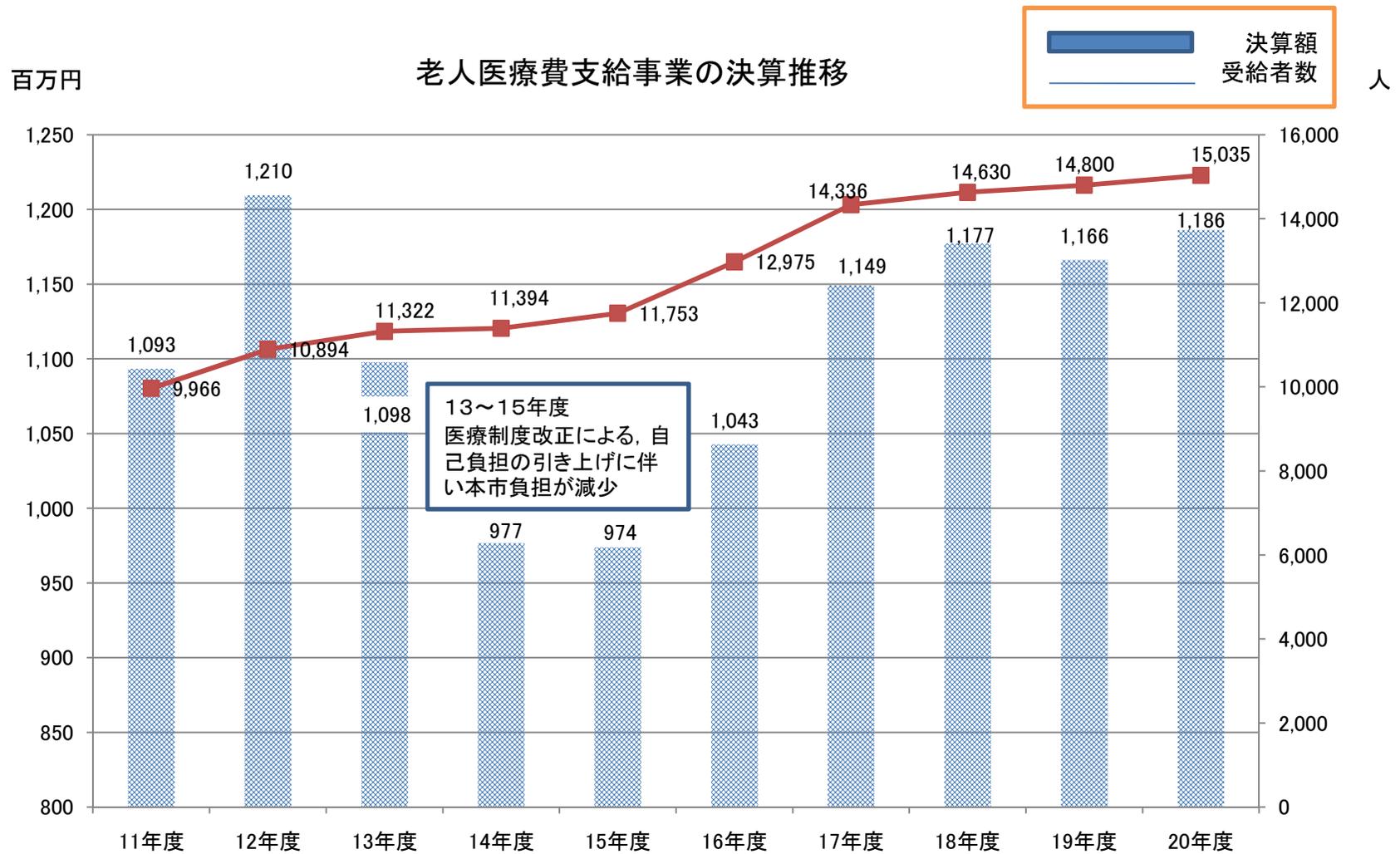
本人負担3割→1割

◇京都府補助率1/2(本市負担1/2)

【他の政令市等の状況】

他の政令市で実施しているのは、川崎、新潟、神戸、岡山の4市。

(川崎は22年度末の廃止に向けて経過措置を実施中)



老人医療費支給事業の受給者数は増加傾向にある。

# 重度心身障害者医療費支給制度

◇事業開始:昭和55年7月

◇対象者:医療保険加入の重度心身障害者で次のいずれかに該当する方

- ①身体障害者 身障手帳1級又は2級の交付を受けた方
- ②知的障害者 知能指数が35以下と判定された方
- ③重複障害者 知能指数が50以下と判定され、かつ身障手帳3級の交付を受けた方
- ④3歳未満の乳幼児で障害の程度が上記と同程度の方

○所得制限有り

○所得制限の基準 特別障害者手当支給制限額に準拠

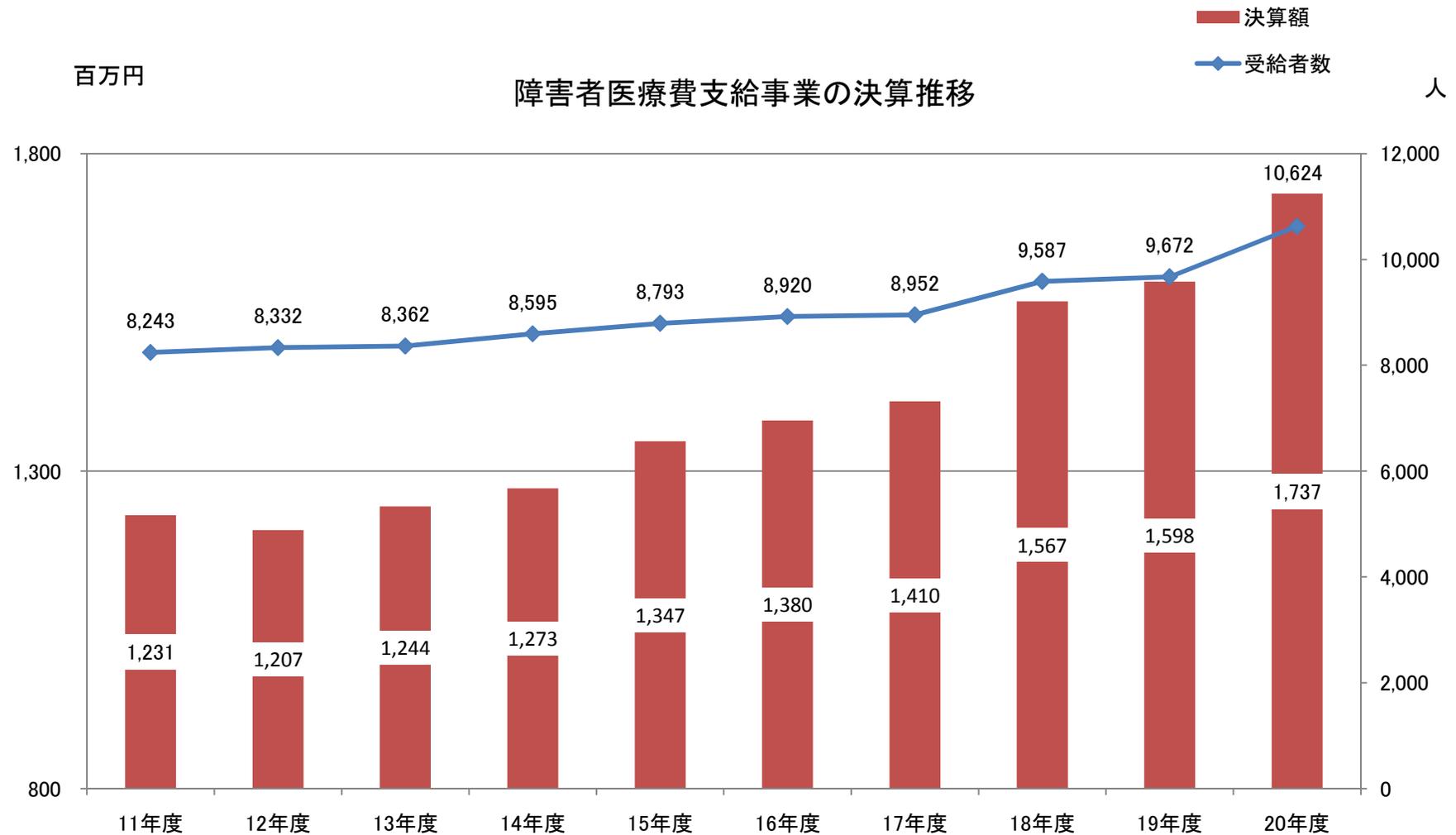
※本人所得 3,604千円(扶養親族数0人) (給与収入換算で5,180千円)

◇給付内容:医療保険の自己負担額を支給(本人負担3割 等→0)

◇京都府補助率1/2(本市負担1/2)

【他の政令市等の状況】

他の政令指定都市においても同様の事業が行われている。



障害者医療費支給事業の決算額，受給者数共に増加傾向にある。

# 重度障害老人健康管理費支給事業

◇事業開始 昭和58年2月1日

◇対象者

京都市内の後期高齢者医療被保険者であって、次のいずれかに該当する方

- (1) 身体障害者・・・1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けている方
- (2) 知的障害者・・・判定機関(更生相談所・児童相談所)において知能指数が35以下と判定された方
- (3) 重複障害者・・・判定機関において知能指数が50以下と判定され、かつ3級の身体障害者手帳の交付を受けている方

○所得制限有り

○所得制限の基準 特別障害者手当支給制限額に準拠

※本人所得 3,604千円(扶養親族数0人) (給与収入換算で5,180千円)

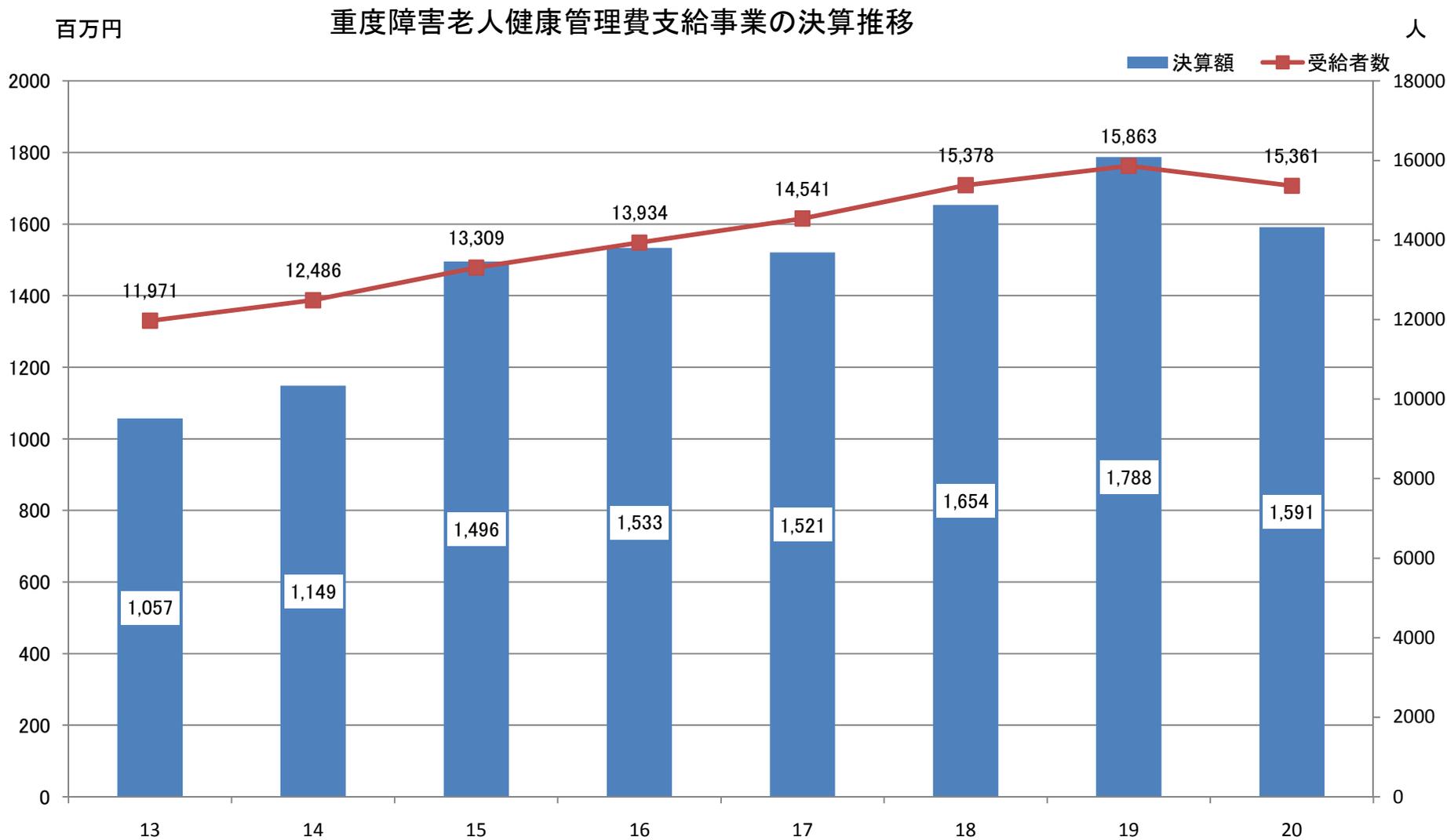
◇支給内容

高齢者の医療の確保に関する法律第67条に規定される一部負担金に相当する額  
(本人負担1割→0)

◇京都府補助率1/2(本市負担1/2)

【他の政令市等の状況】

他の政令指定都市においても同様の事業が行われている。



重度障害老人健康管理費支給事業の決算額, 受給者数共に増加傾向にある。

# 母子家庭等医療費支給事業

◇事業開始：平成元年6月

◇対象者 医療保険加入者で、次に該当する方

- ① 生計を一にする父のない児童
- ② ①の児童と生計を一にする母
- ③ 母子及び寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子である者で、生計を一にする父母のない児童を扶養している方
- ④ 生計を一にする父母のない児童を扶養している20歳未満の方
- ⑤ 父母のない児童

○所得制限有り

○所得制限の基準 児童扶養手当支給基準(平成9年度)に準拠

※扶養義務者所得 6,465千円(扶養親族数1人) (給与収入換算で8,517千円)

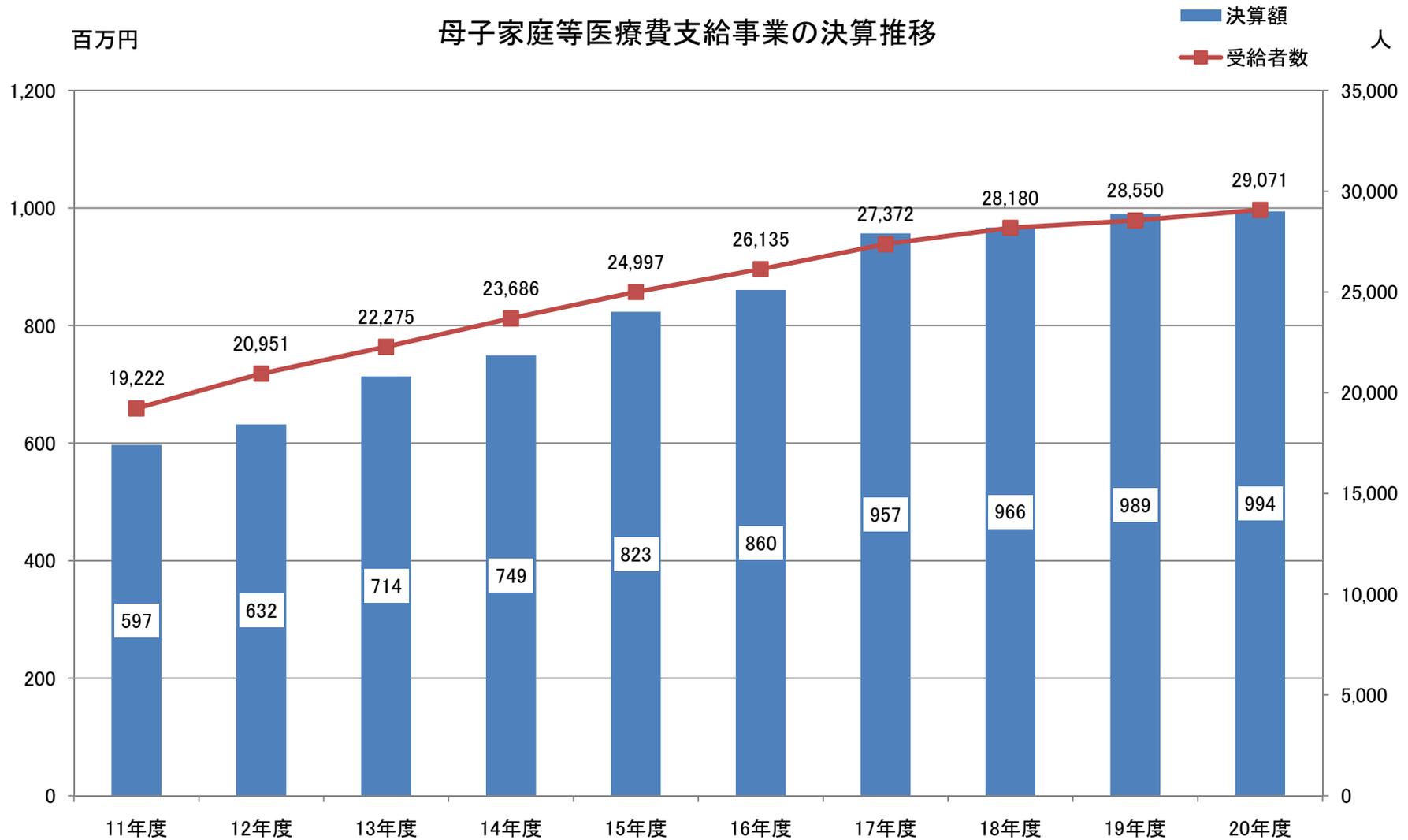
◇給付内容 医療保険の自己負担額を支給(本人負担3割等→0)

◇京都府補助率1/2(本市負担1/2)

【他の政令市等の状況】

他の政令指定都市においては、対象を父子家庭に拡大して実施している。

### 母子家庭等医療費支給事業の決算推移



母子家庭等医療費支給事業の受給者数，決算額共に増加傾向にある。

# 子ども医療費支給事業

◇事業開始：平成5年10月

◇対象者：医療保険に加入している子ども

3歳未満

入院，通院共に200円/月（1医療機関）

3歳以上小学校就学前

入院200円/月（1医療機関），通院3,000円/月

小学生

入院200円/月（1医療機関）

※所得制限なし

◇給付内容

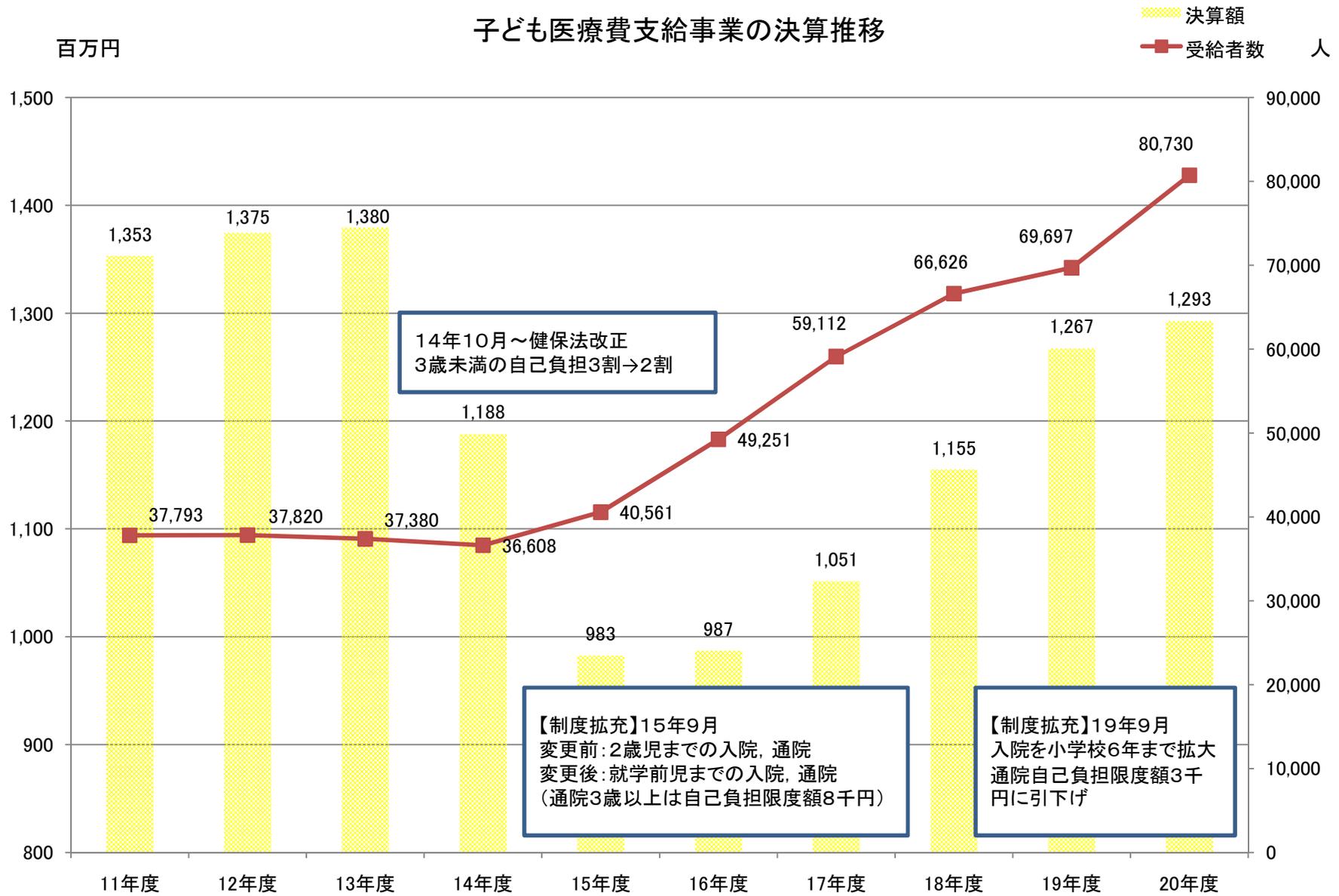
医療保険の自己負担額から一部負担金を差し引いた額を支給

◇京都府補助率1/2（本市負担1/2）

【他の政令市等の状況】

他の政令指定都市においても同様の事業が行われている。

## 子ども医療費支給事業の決算推移



子ども医療費支給事業の受給者数は増加傾向にある。

# 敬老乗車証制度の概要

◇事業開始 昭和48年11月

◇対象者 京都市内に住所を有する70歳以上の方

◇所得階層別負担金額及び交付者数

※17年度から負担金を導入

	負担金額	21年10月 70歳以上人 口	21年10月 交付者数	交付率
生活保護を受けている方 老齢福祉年金受給者かつ世帯全員が市民税非課税の方	0円	11,440人	5,350人	47%
本人が市民税非課税の方	3,000円	140,110人	73,692人	53%
本人が市民税非課税かつ合計所得金額が200万円未満の方	5,000円	45,119人	25,574人	57%
本人が市民税非課税かつ合計所得金額が200万円以上700万円未満の方	10,000円	26,854人	12,858人	48%
本人が市民税非課税かつ合計所得金額が700万円以上の方	15,000円	5,108人	1,602人	31%
	計	228,631人	119,076人	52%

※参考 市バス・地下鉄共通全線定期券 6箇月 98,170円(年間196,340円)

## ◇京都市の負担額, 交付者数の推移

(単位:千円)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
歳出 A	4,597,423	4,470,961	4,521,355	4,556,369	4,601,924
(内訳) 市バス・地下鉄	3,846,000	3,723,000	3,757,000	3,773,000	3,799,000
民営バス(1)	149,597	141,504	140,912	141,758	147,334
民営バス(2)	601,826	606,457	623,443	641,611	655,590
歳入(本人負担額) B	535,247	533,622	531,316	582,220	581,360
B/A	11.6%	11.9%	11.8%	12.8%	12.6%

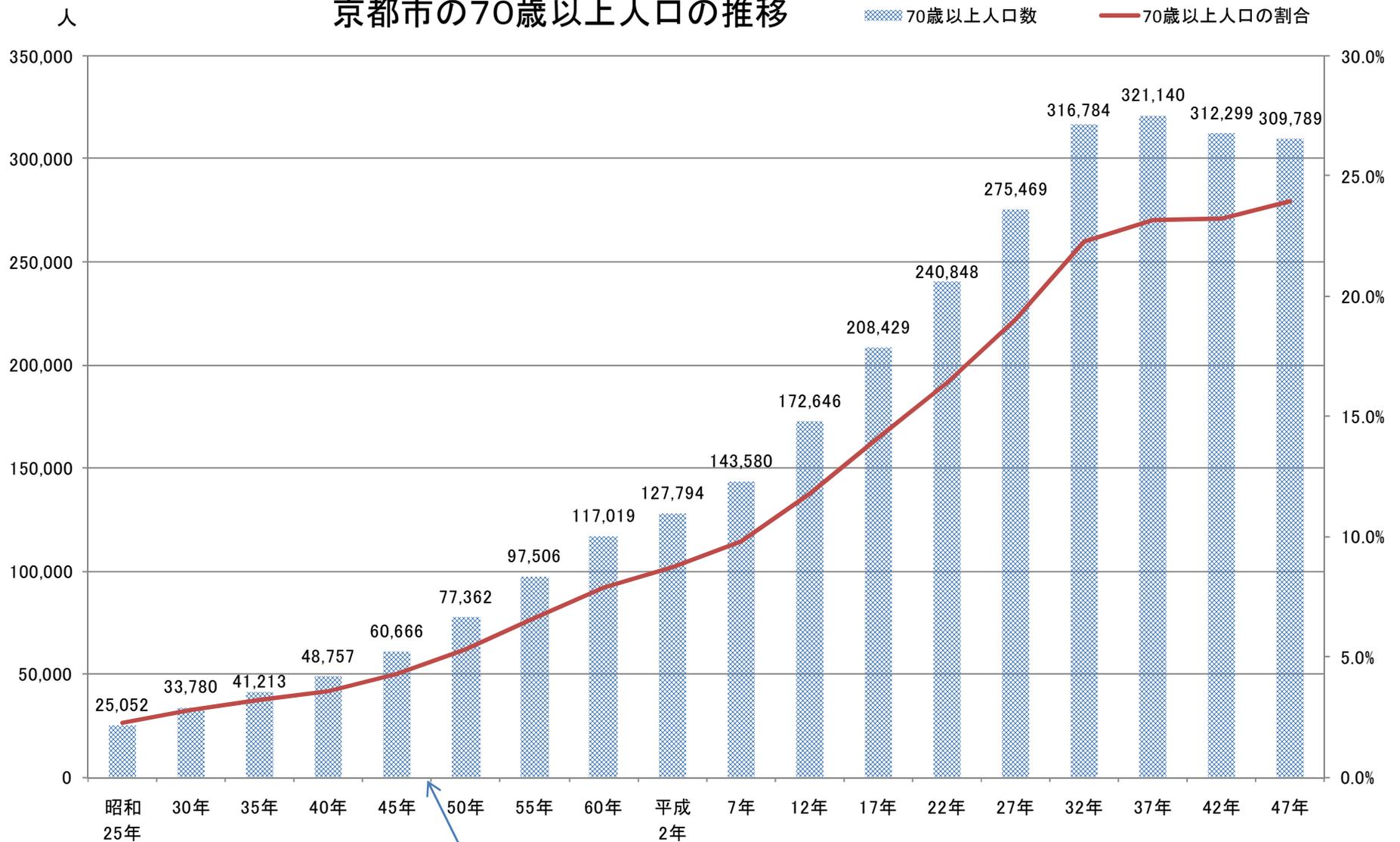
民営バス(1):市バスが運行していない地域を対象

民営バス(2):地下鉄開通に伴う市バス撤退地域を対象

(単位:人)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
交付者数	115,754	117,082	118,009	119,076	121,000

# 京都市の70歳以上人口の推移



昭和48年 敬老乗車証制度開始

# 今後の見込み

## ◇人口の推移

	平成17年	22年	27年	32年	37年	42年	47年
総人口(人)	1,474,811	1,466,576	1,448,926	1,422,553	1,386,488	1,343,075	1,293,510
70歳以上人口(人)	208,429	240,848	275,469	316,784	321,140	312,299	309,789
対総人口比	14.1%	16.4%	19.0%	22.3%	23.2%	23.3%	23.9%

⇒10年後に70歳以上人口は30万人を超える見通し

## ◇人口推移から見た事業費の推計

	22年	27年	32年	37年	42年	47年
事業費(千円)	4,602,984	5,264,646	6,054,240	6,137,490	5,968,525	5,920,555
市負担額	4,021,624	4,599,717	5,289,586	5,362,321	5,214,696	5,172,785
本人負担額	581,360	664,928	764,655	775,169	753,829	747,770
対象者数(人)	240,848	275,469	316,784	321,140	312,299	309,789
交付者数(人)	121,000	138,393	159,150	161,338	156,896	155,635
交付率	50.2%	50.2%	50.2%	50.2%	50.2%	50.2%

※交付率は22年度と同率で推移すると仮定

⇒10年後に本市負担額は10億円増となる見通し

# 他都市の状況

## ◇所得に応じた負担金を徴収している都市

			京都市	横浜市	名古屋市	仙台市（第1種）※	
介護保険料段階区分（京都市）	1	生活保護等	0円	0円			
	2	世帯非課税	合計所得金額＋課税年金収入額80万円以下	3,000円	3,200円	1,000円	1,000円
	3		合計所得金額＋課税年金収入額80万円以上				
	4	本人非課税，本人以外の世帯員課税				3,000円	
	5	本人課税	合計所得金額125万円以下	5,000円	6,500円	5,000円	5,000円
	6		合計所得金額125万円超200万円未満				
	7		合計所得金額200万円以上400万円未満	10,000円	(250万円未満)		
	8		合計所得金額400万円以上700万円未満		8,000円		
	9		合計所得金額700万円以上		15,000円		

※ 第1種と第2種の選択制

第1種は利用制限のないカード，第2種は1万円券で負担金なし。

## ◇ 負担金を徴収していない都市 大阪市

◇ 一定の所得以下の方のみに交付している都市（負担金なし。利用限度額有り。） 浜松市，広島市，福岡市

◇ 利用額，期間，回数に応じて負担金を徴収している都市（運賃の割引）

札幌市	川崎市	堺市	神戸市	北九州市
(17.4～)	(16.7.1～)	(18.4～)	(20.10～)	(16.7.1～)
利用者納入金	①又は②の選択利用制	バス(民間バス3社)	バス	敬老優待乗車証(市営乗合バス全線無料)を廃止し、 <u>高齢者向け定期券制度</u> を導入
10,000円分 1,000円		1乗車 100円	1乗車 100円	
20,000円分 3,000円	①無料で配布される証明書を提示しバス乗車時に小児料金(半額)を負担する		地下鉄・新交通	
30,000円分 6,000円			小児料金	
40,000円分 8,000円		※利用可能日は毎月5, 10, 15, 20, 25, 30日	※経過措置 22.9まで上記金額を半額	市営バスの路線のうち、北九州市内区間で利用可能
40,000円分 8,000円			※非課税世帯かつ本人の年収が120万円以下の者に年150回程度無料乗車できる乗車券を交付	
50,000円分 10,000円	②有料のフリーパスを購入する		※希望者に対象交通機関の定期券半額割引制度	
60,000円分 13,500円				3ヶ月4,000円
70,000円分 17,000円				6ヶ月7,000円
有効期間				12ヶ月12,000円
4.1～翌年4.30	1ヶ月1,000円			
利用者納入金返還期間	3ヶ月3,000円			
4.1～翌年5.31	6ヶ月6,000円			
	12ヶ月12,000円			

◇ 敬老乗車証に類する制度を実施していない都市  
さいたま市，千葉市(⑳～廃止)，新潟市，  
静岡市(㉑～廃止)，岡山市，相模原市

# 政令市の敬老乗車証予算額(22年度)

	予算額(千円)	市民1人当たり(円) ※人口は20年10月時点
京都	4,601,924	3,136
札幌	4,335,965	2,284
仙台	2,323,899	2,254
さいたま	(制度未実施)	
千葉	(制度未実施)※⑳以降廃止	
横浜	10,102,515	2,767
相模原	(制度未実施)	
川崎	1,398,502	1,006
新潟	(制度未実施)	
静岡	(制度未実施)※⑲以降廃止	
浜松	472,599	581
名古屋	13,040,628	5,802
大阪	8,491,710	3,202
堺	113,948	136
神戸	3,500,000	2,283
岡山	(制度未実施)	
広島	573,268	491
北九州	(交通局事業として高齢者向け定期券を販売)※一般会計負担なし	
福岡	1,235,820	860

# 学童う歯対策事業

◇事業開始:昭和36年10月

◇対象者:京都市内に住所を有する全児童

(開始時は国民健康保険の被保険者のみを対象。昭和43年6月から拡大)

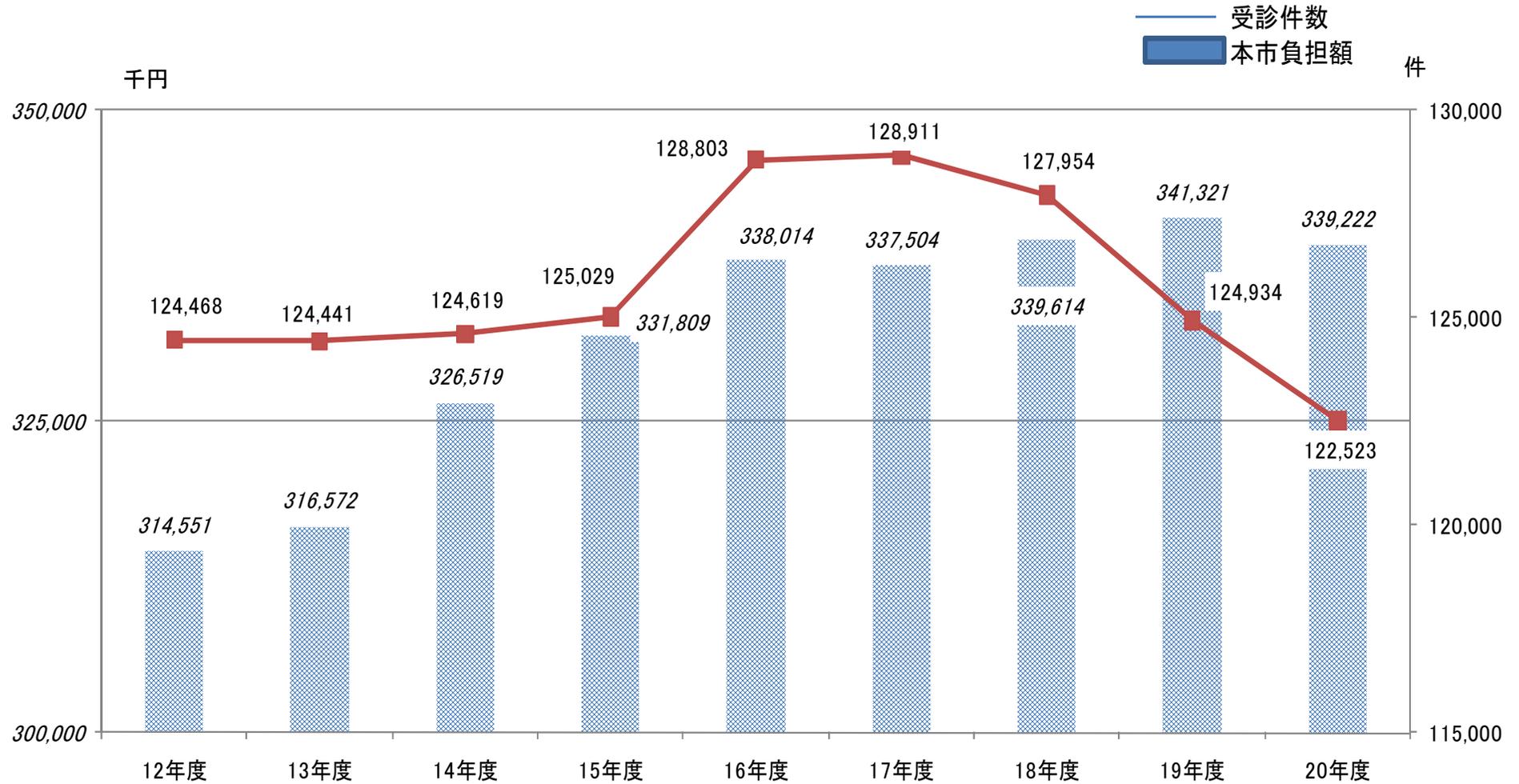
※所得制限なし

◇給付内容 児童の歯科治療に要する費用の自己負担分を支給

## 【他の政令市等の状況】

他の政令指定都市で類似の事業が行われている例はない。  
(子ども医療費支給事業において、歯科治療の自己負担分が支給される都市がある。)

### 学童う歯対策事業における受診件数及び本市負担額



受診件数は17年度をピークに減少傾向にある。